

令和7年3月

中札内村議会定例会会議録

令和7年3月4日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
総務課長補佐	永井亮平君	住民課長補佐	山本一美君
住民課長補佐	平山直人君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 植松菜々美君

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所掌事務調査
日程第 6		村政・教育行政執行状況報告
日程第 7		令和 7 年度村政・教育行政執行方針
日程第 8	発議第 1 号	中札内村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 9	議案第 2 号	中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 3 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
日程第 11	議案第 4 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい て
日程第 12	議案第 5 号	中札内村犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 13	議案第 6 号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第 14	議案第 7 号	令和 6 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 15	議案第 8 号	令和 6 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 16	議案第 9 号	令和 6 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 17	議案第 10 号	令和 6 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 18	議案第 11 号	令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 19	議案第 12 号	令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番船田議員と2番北嶋議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和7年中札内村議会3月定例会について、2月25日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から13日までの10日間であります。

今定例会への村長提案は、議案が19件であり、条例の一部改正が5件、条例の制定が1件、定住自立圏の形成に関する協定の変更が1件、一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算が6件、令和7年度各会計予算に係る審査が6件となっております。

その他、村政及び教育行政執行状況報告と令和7年度村政及び教育行政執行方針が述べられます。

また、議会報告・提案等は、諸般の報告、閉会中の所掌事務調査通知が1件、発議として条例の一部改正が1件であります。

意見書、請願、陳情等につきましては、陳情が1件提出されておりますが、議員への回覧という取扱いといたしました。

発議第1号と議案19件のうち議案第2号から議案第12号までの11件については、初日の本会議での審議としてください。

令和7年度一般会計、特別会計及び事業会計予算案6件と予算に関連する議案第13号、議案第14号の2件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができないの規定を適用せずに、十分な審議をお願いします。

なお、予算に関連する議案第13号、議案第14号の2件は3月11日に、新年度各会計予算案は11日から13日までの3日間での審議としてください。

一般質問は、4名から5問の通告がありましたが、7日での質問を予定してください。

なお、開議時刻を変更して、午後1時からの実施として下さい。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問するようにしてください。

携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくようお願いするとともに、今定例会から議会が導入したタブレット端末を本格導入することとします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月13日までの10日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、議会運営委員会の所掌事務調査通知書について、ご説明をいたします。

赤ナンバー3番をご覧ください。

今後1年間の閉会中における委員会活動について議長に通知するものでありますが、通知事項は議会運営委員会の所掌事務調査であり、目的は、議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は委員4名で、期間は1年を上限とし、審査終了までであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は通知書のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長(中井康雄君) 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、交通安全関係では、2月23日に文化創造センターにおいて、交通安全講演会を開催いたしました。

講師に2019年池袋暴走事故の被害者遺族の松永拓也氏をお招きし、交通事故を自分事として捉え、移動手段について考える機会を提供することを目的に開催いたしました。

講演では、交通犯罪撲滅や被害者支援、交通犯罪が引き起こす深い苦しみや悲しみを語っていただき、参加者にその重さを実感してもらう時間となりました。

講演会には村内外から約180名の参加をいただきました。

防災関係では、1月29、30日、札幌市立北区体育館において、厳冬期訓練が開催され、職員2名が参加しております。

道内市町村の防災担当者が一堂に会して、防災講話等による避難所運営に関する知識の習得、厳冬期における避難所での生活を体験し、各種検証を実施しております。

村表彰条例に基づく奨励表彰では、全道高齢者ゲートボール大会で優勝し、全国大会のねりんピックに出場したチーム「中札内スマイル」の皆さまへの授賞を決定し、3月6日に表彰式を執り行います。

研修関係では、12月16日から1月13日の期間、パソコンやスマートフォンからインターネットに接続して行うeラーニング研修により、メンタルヘルス研修を実施し、自身のストレスをコントロールするセルフケアと管理監督者が行うラインケアを実施し、94名の職員が受講しております。

村の分譲地公売関係では、ヴィレッジときわ野第5次分譲地の全8区画が完売しております。

消防団では、昨年12月26日から30日の5日間、村内一円の歳末特別警戒を実施いたしました。

1月6日には、出初式を挙行し、団長以下45名、来賓20名の出席により、中札内神社での無火災祈願と村民体育館で長年のご功績に対する表彰伝達等を行いました。

2月8日には、第一分団配属の水槽付き消防ポンプ自動車の引渡し、お披露目式を行い、2月9日から新車両での運用を開始しています。

引き続き、村民の生命と財産を守るべく防火防災に万全を期するよう訓練に努めてまいります。

企画財政グループについてですが、地域おこし協力隊インターンは、2月6日から2月20日までの期間、首都圏の大学生1名を会計年度任用職員として任用し、観光協会や総務課などでの就労を通じて、村の生活を体験していただけるよう受け入れを行っております。

総合行政推進委員会は、12月19日に第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略案及び中札内村人口ビジョン改定版に対する意見をいただくとともに、第7期中札内村まちづくり計画後期基本計画策定に向けたアンケート結果について報告をしております。

令和7年度から5年間で取組む地方創生の施策を盛り込んだ第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、1月21日から2月12日までパブリックコメントを実施し、意見を募集いたしました。

3月末までに次期戦略として策定し、引き続き日本で最も美しい村をまちづくりの柱とし、安心して子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、活力あふれる魅力的な地域づくりを進め、地域の希望の向上につなげてまいります。

このほか、2月27日には、第7期まちづくり計画後期基本計画や第4次男女共同参画推進計画策定に向けて、無作為抽出による村民の皆さまとともに「中札内村の未来を語り合う座談会」を開催し、幅広い意見をいただきました。

ふるさと納税額は、2月17日現在で約4億2,400万円となっております。

また、昨年11月25日から本年3月31日までの期間で実施している「ばん馬とのふれあい中札内村で新たな十勝体験を創る」プロジェクトに係るふるさと納税クラウドファンディングは、2月17日現在で約1億3,000万円となっており、目標額の2億円は達成していませんが、今定例会に事業者への補助金ほか関連する補正予算を提案させていただいております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、12月18日、上札内小学校5、6年生を対象に租税教室を開催しております。

職員が講師となり、税金は何に使われているのか、税金がなくなるとどうなるのかなど、クイズを交えながら実施いたしました。

令和6年分の所得税確定申告は、役場庁舎会議室を会場とし、2月17日から実施しております。

会場の混雑防止のため行政区ごとに受付日を設け、また、日中申告することが困難な方もいることから、本日3月4日及び11日に夜間窓口を開設し、3月17日まで実施してまいります。

住民グループについてですが、令和6年5月から開始した「書かない窓口」は、各種証明書の発行及び死亡、出生届の手続きについて運用しておりますが、窓口に来庁された192人にアンケートを実施したところ、満足又は少し満足と回答された方が165人、85.9%で、高評価となっております。

今後は、転入、転出の手続き等への運用拡大を目指して、様式の設定や各課との調整を実施してまいります。

住民票などを出力する自治体情報システムの標準化により、村が作成した外字について、令和7年中に国が決めた行政事務標準文字に統一されることから、その目的や経過、今後該当者に対してお知らせを送付することなど広報1月号に掲載いたしました。

また、1月8日から13日までの期間、3つの老人クラブとポロシリ大学へ職員が伺い、

文字の統一等について詳しく説明しております。

エキノコックス駆除事業は、6月から10月まで毎月駆虫薬散布を行いました。

令和6年度の調査では、抗原陽性率が6.4%、前年度15.2%、虫卵検出は1検体で陽性率1.1%、前年度2.5%となり、ともに前年度と比較して低下しております。

これまでの調査において、継続した駆虫薬の散布が効果的であることから、引き続き事業を実施してまいります。

音響による鳥獣害対策用鹿ソニックは、農業被害による実証実験を行い、2件の農家に対してアンケートを実施したところ、一定程度の効果があり、来年度以降も使用したい旨の回答がありました。

今後は、多面的機能協議会等において、これまでの実証実験について報告するとともに、交付金を活用した鳥獣害対策について説明してまいります。

令和6年8月に実施した、くくりわな講習会に参加いただいた方に狩猟免許の取得状況を確認したところ、農家の方4名が受験し、全員合格したとお聞きしております。

狩猟免許取得者の増加によって、農林業被害減少が見込まれることから、今後も農家地区を対象にくくりわな講習会を実施するとともに、狩猟免許の取得方法や免許取得等の費用を助成する有害鳥獣捕獲対策支援事業補助金等について周知してまいります。

生ごみ処理施設は、社会福祉法人ポロシリ福祉会への委託により運営しております。

令和5年度は安定した処理ができない時期があったため、処理装置の能力などを見極めたうえで、安定処理を目指しておりましたが、令和7年1月に処理能力の低下が見られ、旧施設を3日間使用しております。

なお、処理能力低下の原因は、休日等の生ごみ投入量の減少による装置内の温度低下によるもので、今後は生ごみの投入量の調整によって安定した運営が可能になると報告を受けております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、低所得層の高齢者世帯等を対象に実施する福祉灯油の支給は、近年の灯油価格の上昇及び物価高騰等の情勢から、支給基準の上限となる1世帯あたり2万円分の灯油購入券又は共通商品券を299世帯中283世帯に支給しております。

介護に関する基本的な知識や技術を学ぶ介護に関する入門的研修は、中札内村、更別村、北海道の共催により、2月18日から21日まで、文化創造センターを会場に開催し、中札内村からは11名の方が参加いただきました。

障がい福祉講演会は、障がいを持つ方の就労支援や生活支援について理解を深めるため、2月25日に保健センターを会場に開催し、十勝障がい者就業・支援センターだいちセンター長の新明雅之氏を講師に「障がいのある方のお仕事について」と題して、多様な人々が共生できる社会の実現に向けてご講演をいただいております。

障害福祉サービス事業不正請求等による介護給付費等の返還事務については、北海道が令和4年に当該障害福祉サービス事業所に対し行政処分を行ったことを受け、不正、過誤請求分の返還を求め、十勝総合振興局主導のもと他の市町村と返還協議を進めてまいりました。

しかしながら、未だに返還される状況にないため、財産調査を実施した結果、預貯金による回収が困難であると判断し、債権を登記し明確にする目的で債務者の土地建物に対し参加差押の手続きを開始しております。

次に、保健グループについてですが、季節性インフルエンザ予防接種は、2月10日現在、乳幼児から高校3年生相当までの対象者591名のうち262名が、65歳以上の対象者

1, 151名のうち646名が予防接種を受けております。

新型コロナウイルスワクチン接種は、今年度から65歳以上の方を対象とした定期接種として実施しておりますが、2月10日現在、65歳以上の方で接種を終えた方は231名で、対象となる方の接種率は20.1%となっております。

七色献立プロジェクト健康ポイント事業は、今年度722名の方に参加していただきました。

事業を締めくくる修了セミナーは、2月22日に文化創造センターで開催し、健康ポイント景品交換や抽選会、ベジチェックや血管年齢測定などを実施しております。

また、同日に健康づくり講演会を開催し、「眠りの重要さと今日から試せる快眠法」と題して、上級睡眠健康指導士の大木都氏を講師に迎え、毎日の眠りと健康への影響や快適な眠りの秘訣など、わかりやすくご講演をいただきました。

食育サポーターになるための「食と健康なるほど講座」は、食生活を通した健康づくりや食育活動に関心のある方を対象に、12月4日から1月24日まで全6日間の日程で、まちなかキッチンスタジオ等を会場に開催し、12名の方が参加しております。

次に、保育園についてですが、入園準備に係る保護者説明会は、主に来年度新たに入園されるお子さんの保護者を対象に、2月19日に開催し、入園のしおりの内容等を説明させていただきました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の令和6年の農業粗生産高確定額が発表され、農産、畜産合わせて165億900万円程となりました。

農産では、7、8月の雨不足が危惧されましたが、大きな気象災害も無く全般的には順調に推移したことから、堅調な出来秋となりました。

小麦も昨年度を超える生産高となったほか、馬鈴薯も昨年度を大きく上回り、豆類、ビートも良好な収量となりました。

畜産は、生乳は生産量も増え、生乳単価の増額改定があったことから、生産高は過去最高となりました。

なお、鶏や肉豚など昨年度を下回る品目もありますが、畜産全体では、前年を若干上回る生産高となりました。

近年は気候変動の影響により高温化が常態化し、営農技術の見直しが求められる状況になっているほか、肥料や燃料等の各種経費が高騰する中、懸命に努力されました生産者の皆さまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対し、敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、地域担い手育成総合支援協議会の取組みとして、2月4日から7日まで、関係機関とともに畑作技術懇談会を開催し、畑作農家の方73名に参加していただいたほか、営農セミナーを2月20日に開催し、帯広畜産大学環境農学研究部門の吉川琢也准教授を迎え、地域で発生するバイオマス資源の利活用についてお話をいただいております。

今年度の元気な農業サポート事業の実績は、客土、除礫及び浸透層設置のほか、集積場設置事業及び集積場取付道路設置事業に対して、合わせて900万円程の交付見込みとなっております。

大規模草地育成牧場は、これまで補助金を活用しながらピョウタン牧区の草地更新を行ってきましたが、今年度は牧草収量が確保されたことから、村内酪農家に対して余剰牧草ロールの販売を行っております。

また、1月からは村内牛の受け入れに支障の無い範囲で預託希望があった村外酪農家からの受け入れを行い、牧場運営の収支改善に向けた新たな取組みを始めております。

商工関係のうち中小企業への資金融資対策については、中小企業振興資金コロナ特例分の利子補給として、8事業者に57万円程の助成を行います。

このほか通常分として、今年度の利子補給額は、中小企業振興資金の利子補給で30事業者、88万円程、保証料補給で9事業者、134万円程、また、中小企業者事業資金の利子補給は、35事業者、63万円程の見込みとなっており、それぞれ助成を行います。

まちなかにぎわいづくりについては、この間まちなかキッチンスタジオで様々なイベントを開催してきたところですが、新たな取組みとして、帯広畜産大学構内にある碧雲蔵と共同で地場産食材と日本酒を組み合わせた調理と実食を楽しむイベントを2月1日に開催し、24名の方がご参加されました。

今後もキッチンスタジオを活用し、地域の食関連事業者と連携した取組みを行ってまいります。

観光関係は、観光協会では1月26日に道の駅において、なかさつない冬まつりを開催し、スノーラフト体験や雪中宝探しのイベントを行ったほか、2月9日には、文化創造センター近隣エリアを会場にスノーアートヴィレージなかさつない2025が開催されました。

スノーアートを制作していただいた梶山智大さんには、直前に降った大雪の影響で、例年よりも大変な状況の中で雪の結晶をテーマとしたスノーアートを制作していただきました。

イベント当日は、約2,500人が会場を訪れ、スノーラフト体験や商工会工業部会の協力による作業車両等の乗車体験、キッチンカーによる食市など、来場者には楽しいひとときを過ごしていただきました。

日高山脈の国立公園化に係るPR事業は、村民実行委員会が主体となって事業を取り進めておりますが、1月25・26日の2日間、村民の方々が制作したアイスクャンドル約1,500個を道の駅に並べ、キャンドルを日高山脈に形どり点灯させるイベントを開催しております。

このほか、実行委員会では国立公園となった日高山脈の特色や日高山脈に住む動植物など、村民の皆さんに日高山脈襟裳十勝国立公園のことをもっと知ってもらいたいという想いで、「山高水長」と題した記念誌を発行し、3月広報と合わせて村民に全戸配布したところであります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

除雪に関しては、12月から1月末にかけて数回の降雪がありましたが、全体的に少雪でありました。

そのため、歩道も含めた除雪路線の路面整正作業を実施いたしました。

また、2月3日深夜から4日午前中にかけて十勝管内に大雪警報が発令され、本村の降雪量は80センチメートルを超える大雪となりました。

このため、除雪路線において3回の除雪出動を行い、翌日の2月5日に拡幅作業を実施し、生活道路の確保に努めております。

今後も、道路パトロール等を通じて道路状況の確認を行い、降雪状況を見極めながら適切な対応を実施してまいります。

除雪機購入費補助金は、今年度において合計9件の補助決定を行い、除雪負担の軽減や除雪困難者に対する除雪ボランティア活動に取り組んでいただいております。

移住定住促進では、中札内スタイル住宅建設奨励金について3件を承認し、定住促進奨励金の今年度新規分として16件を認定しました。

また、戸建て建築者等に対する定住促進住宅取得奨励金8件、住宅リフォーム支援金は今年度の合計で64件を承認しております。

さらに、移住体験住宅は、12月中旬から3月末まで6件の利用申込があり、本村への移住生活を体験していただいております。

村営住宅の入居に関して、12月から2月末までに3回の公募を実施し、3件の入居が決定しております。

最後になりますが、公共下水道事業において、浄化センター処理棟の屋根防水及び外壁塗装などの改修工事が、12月20日をもって完了いたしました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに教育委員活動であります。1月17日に更別村教育委員との二村研修会を実施し、部活動の地域移行や国際交流事業をはじめ、両村の教育行政に関して意見交換を行っております。

次に、学校教育の状況であります。令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が公表されました。

全国と本村小中学生との各種目の得点を合計した体力合計点との比較では、対象となる中学2年男女は全国平均を若干下回りましたが、小学5年男女は全国平均を上回りました。

村学力・体力向上等サポート会議における分析、考察を基に、授業の改善に向けた取組みを進め、児童生徒の心身の健康と体力向上を図ってまいります。

各種検定の状況は、昨日現在で、英語検定延べ137名、漢字検定延べ125名、数学・算数検定延べ60名が受検しており、その内、高校生レベルの英語検定準2級を中学生15名が取得しています。

受験者合計322名は、昨年度の1.8倍で過去最高となりました。

また、ポロシリ大学生4名の方が、小学生と一緒に漢字検定に挑戦され、生涯学習を实践されております。

児童生徒の対外競技への参加状況であります。1月10日から12日に苫小牧市で開催された北海道中学校スケート大会に5名の生徒が出場し、上位の成績を収めた中学3年生の鎌田悠仁郎さん、渡邊智悠さん、真野煌希さんの3名が全国大会への出場権を獲得しました。

2月1日から4日に長野市エムウエーブで開催された全国中学校スケート大会の大舞台で、鎌田悠仁郎さんが1000メートルで4位に入賞するなど今後につながる良い経験をしてきました。

性の多様性への理解を深める授業を2月27日に行い、小学5、6年生と中学1年生がトランスジェンダーの当事者で現役の学校教諭である真田陽氏からLGBTQ+などの性的マイノリティの知識と多様性を尊重し合う社会づくりの大切さについて学びました。

また、令和8年度から導入する中学校のジェンダーレス制服ですが、デザインを児童生徒、保護者や地域の方に投票して選んでいただき、青色ベースで爽やかな印象のブレザー制服に決まりましたので、新年度から採寸などを行って準備を進めてまいります。

共育の日事業では、2月15日に地域協働型学校づくり協議会による教育講演会を開催しました。

講師には精神科医の香山リカ氏をお招きし、豊富な臨床経験から子どもたちの自己肯定感を低下させないための関わり方についてお話をいただきました。

次に、社会教育の状況であります。1月12日に20歳を祝う会を執り行い、22名が友人との再会を喜び合い、小中学校時の担任の先生や仲間と写真を撮り合うなど楽しいひと時を過ごしていました。

ポロシリ大学一般公開授業を2月14日に開催し、まつもと薬局代表取締役の松本健春氏から薬やサプリメントの飲み方、合わせ方について一般村民参加者と一緒に学び直し、理解を深めました。

子ども会冬季野外レクリエーションが2月16日に文化創造センター前広場において開催され、82名の児童がスノーモービル試乗体験や雪あそびで楽しみ、昼にはおいしい豚汁をいただきました。

川越市訪問事業は、1月8日から11日まで中学1年生10名が川越市を訪問し、東中学校生徒とお互いの学校紹介を行い、初雁中学校生徒のガイドで川越のまちを見学し、郷土かるたで楽しむなど交流を深めてきました。

なかさつ音まちプロジェクトは、1月25日にはじめてのオーケストラ公演を開催し、乳幼児から大人まで、午前午後合わせて270名が、目の前で繰り広げられる演奏と一緒に踊ったり、ヴァイオリン演奏を体験したりと参加型の楽しいコンサートとなりました。

また、1月5日にファツィオリピアノの試弾会を行い、村内外からの参加がありました。

子どもアートプロジェクトは、武蔵野美術大学生8名が来村し、1月27日から31日まで小中学校での対話型鑑賞授業や共同創作活動、部活動の指導などを行い、アートの楽しさを子どもたちに伝えていただきました。

図書館事業では、12月21日にはおはなし会冬のスペシャル、1月10日に冬休み工作会を行い、子どもから大人まで参加をいただきました。

スポーツ賞等はスポーツ奨励賞に1個人2団体、小中学生のジュニアスポーツ賞及び奨励賞に28個人7団体、文化賞等は小中学生のジュニア文化賞及び奨励賞に15個人2団体の受賞を決定し、3月6日に授賞式を執り行います。

体育振興事業では、2月24日に交流の杜まつりを開催し、小中学生を対象としたリズム感を高めながら運動パフォーマンスを向上させるリズムトレーニングや、親子を対象とした音楽に合わせて体幹や運動能力を高めるリズム遊びを体験し、今後も自分自身で取組める手法について学んでいただきました。

各種教室では、ちくだいKIPと連携したフィットジャーニーには、116名が参加し、楽しみながら動ける身体づくりと運動の習慣化を促すプログラムに汗を流しました。

小学生スキー教室は、2月15日にメムロスキー場を会場に実施し、参加した児童は基本動作の習得に向けて練習に励みました。

部活動の地域移行報告会を2月20日に開催し、外部指導者による活動報告や地域クラブ化に向けた取組みを紹介した後、部活動あり方検討支援アドバイザーの熊耳雅美氏から今後の地域移行から地域展開に向けた国の方針について説明を受けました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わります。

◎日程第7 令和7年度村政・教育行政執行方針

○議長（中井康雄君） 日程第7、令和7年度村政執行方針及び教育行政執行方針について、村長、教育長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 令和7年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信の一端を申し上げます。

中札内村が平成の大合併で自立を選択してから20年が経過いたしました。

新年度は、本村にとって新たな時代へと踏み出す重要な一年となります。

一方、不確実かつ複雑、曖昧さが増す社会経済情勢は変動の振れ幅が激しく、まちづくりにとって難しい時代でもあります。

2期目の村政運営のスタートが新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の渦中であったこともあり、不透明感の増す現代社会においては、職員の資質向上による組織力向上こそが最重要の住民福祉であるとの結論に至り、取組みを進めてまいりました。

そして、本村が歴史を重ねる中で形成したブランドイメージ健康で文化的な美しい村の解像度を上げるべく、普遍的価値を持つ当たり前の施策を徹底的に磨き上げてきました。

令和5年度は少子化ストップ元年を掲げて全庁的な施策を展開、令和6年度はそれをさらに発展させ、シン・地方創生～地域の希望の向上～をテーマに住民利益への本気の貢献を目指したボトムアップのまちづくりに取組みました。

各課が住民への公約として最重点施策メインディッシュを示し、メリハリのある事業展開を通して人口減少下でも住民に幸せを感じてもらえるような協働のまちづくりを進めました。

村議会の皆さまにおかれましても、住民と緩やかに意見を交わすカフェ事業や住民参加型予算の実現などを実践され、ともに協働を推し進めていただいたことは大変心強い限りでした。

そのような流れを受けての令和7年度予算となります。

6月に村長選を控えていることから、従来の流れに沿えば義務的経費やルーティン的な継続業務を中心とする骨格編成とするのが一般的です。

しかし、改選までの村政における重要な第一四半期の事業活動を停滞させることは、住民に多大な不利益をもたらす可能性があります。

何より本村が注力してきたのは普遍的なまちづくりであり、政治行政の慣行に過ぎない骨格予算の概念に囚われ、先送りすべき事業などありません。

以上の観点を踏まえ、新年度予算案のテーマを創造的継続と定めました。

健康増進、文化振興を含めた教育、子育て支援、環境の美化など村が大切に育ててきた基本施策をしっかり前に進めるべく、各課が主体的に課題を探り、創意工夫してブラッシュアップを目指しています。

ゆえに、職員のボトムアップにより構築された予算案は、より高い成果を得るために必要と判断したものについては、新しい試みを取り入れたり内容の拡充を図ったりし、様々に肉付けされております。

不透明感の濃くなる令和7年度ですが、トップの政治的意向が反映されずとも必要十分な内容に仕上げられたものと考えております。

また、各課が取組む仕事の中でも特に注力するものは、前年度に引き続き、最重点施策メインディッシュとして設定しました。

予算規模約3億円、全27分野にわたる公約の実現により地域の希望の向上につなげてまいります。

事業概要と目的を含めた一覧を別紙資料としてまとめておりますので、ご参照いただきたく存じます。

一般会計の予算規模は、人件費の増や国が主導するデジタル化の経費、普通建設事業費が増えたことなどもあり、56億8,560万円、対前年比2.0%の増となりました。

国民健康保険特別会計など3つの特別会計と2つの公営企業会計を合わせた合計は73億656万円、対前年比1.1%の増となっております。

歳入では、一部財源を留保し、地方交付税は約20億6,800万円、臨時財政対策債は平成13年度の制度創設以来、初めて借入ゼロとしております。

財政状況は厳しさを増しておりますが、国の財政支援の徹底活用を図るとともに、特定目的基金や起債を取り入れて編成いたしました。

なお、普通建設事業は、道営草地畜産基盤整備事業関連、上札内交流館及び農村環境改善センターにおいて改修による長寿命化、防災無線操作卓更新などを予定しております。

国においては地方創生2.0を政策の核心とし、官民連携による地域拠点づくりやソフトによる人の流れの創出、新技術の活用による多極分散型の多様な経済社会構築により、日本全体の活力を取り戻すとしております。

魅力発信や福祉充実における官民連携ソフト事業の展開、移住定住に関する取組みや地域おこし協力隊インターン制度などを活用した関係人口創出で、本村では人口減少下でも希望に満ちた地域づくりに先んじて取組んでおりますが、新たに策定した第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、国の動きを踏まえつつ引き続き本村らしい地方創生を追求してまいります。

それでは、前期基本計画の最終年度となり、後期計画の策定を予定している第7期まちづくり計画の5本の柱に沿って主な施策について申し上げます。

第1は「みんなが主役のまちづくり」であります。

まちづくり基本条例の理念に基づき、住民が積極的にまちづくりに参画していけるよう情報共有の推進や担い手育成に取り組めます。

情報共有においては、広報紙やSNS、防災情報無線などあらゆる情報媒体をチャンネルとして活用し、迅速かつ的確な行政情報をお届けします。

特に若年層に届きやすいショート動画を用いた情報発信の手法を学ぶため、職員研修会を開催し、協働のまちづくりのすそ野を広げるよう努力します。

また、まちづくりトークや茶話会などで直接、住民と意見交換を図る場も引き続き設けてまいります。

二期目村政における最重要ミッション、職員の資質向上については、取組みの強化が不可欠です。

指数関数的な驚異的進化を見せる生成AIは、この10年以内に人間の知能を超えとも言われており、広範囲への普及が見込まれます。

ゆえに、これからの公務員にはAIに効果的な指示を出し、そのアウトプットを踏まえて決断する力、すなわち教養が求められることになります。

人材育成基本方針に基づく基本能力習得のための研修等の実施はもちろんですが、デジタル時代にふさわしい自発的に学び続けることの習慣化を図ってまいります。

日々変化する行政需要に対応する国の政策立案の手法や地方自治の専門的知識に係る実務研修のため、令和7年度の1年間、職員1名を総務省に派遣します。

また、多様化、複雑化する社会課題に対応するため、引き続き部署を越えた職員間の横の連携強化を図り、シナジーを生み出して事業成果の向上を目指します。

近年、様々な業界で倫理観の低下がもたらす信じがたい事件が続発していることから、誠実、公正で質の高い行政サービスを提供するため、コンプライアンス遵守に対する意識の徹

底を図ります。

健全な職場環境づくりを推進するため、メンタルヘルスやカスタマーハラスメント対策にも引き続き取り組みます。

住民の利便性向上や行政運営の効率化では、基幹系業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行及び自治体共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドの利用開始を目指します。

住民窓口では、令和6年5月から運用している「書かない窓口」について、さらなる運用拡大を目指し、窓口に来られた方の負担を軽減し、住民サービスの向上を図ります。

村税関係では、税の高い徴収率を維持するために、広報誌やSNSなどを活用し、税に関する情報を広く周知するとともに、外部研修への参加等による税務職員のさらなる資質の向上を図ります。

また、電話、訪問、文書による督促や催告を継続し、税滞納者の収支や財産の状況など個々の実情を的確に把握し、生活実態に即した徴収方法による滞納整理を進めることで、税の公平性を維持してまいります。

さらに、村租税教育推進協議会と連携し、まちづくりの重要な財源としての税の役割について、小学校及び中学校で学びの機会をつくり、税の必要性を理解することで、まちづくりへの参画意識の高揚を図ります。

第2は「優しさと安心が繋がるまちづくり」です。

全国的に少子高齢化による人口減少が加速する中、中札内村は減少率を抑制してはおりますが、人口の微減が続いており傾向は同様であります。

人口構造や世帯構成の変化は地域福祉の分野にも影響を及ぼしています。

人口減少社会の大きな流れの中で、地域住民の暮らしの安心を支えるためには、公的な福祉サービスの充実と、地域住民の相互支援体制や住民の相互扶助意識の高揚を図り、共に地域づくりを進めていかなければなりません。

そして、子どもから高齢者まで誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指して、各事業に取り組む必要があります。

まず、少子化についてですが、2024年の国内出生数は、日本人に限っては70万人を割り込む見通しで、コロナ禍以降、状況は悪化の一途を辿っております。

本村では、令和5年度を少子化ストップ元年として全庁的に少子化対策と子育て支援に取り組んでおりますが、子どもの健やかな成長の実現を通して地域の希望を高めるべく、引き続き環境変化に対応した施策の充実に取り組みます。

産前、産後から子育て期まで、切れ目のないサポートを展開し、妊婦訪問事業や産婦健診、乳幼児の各種健診に係る費用や健診等の交通費に係る助成を行い、経済的な負担を軽減するとともに、伴走型の相談体制により多面的に子育て世帯のサポートを展開します。

また、不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療及び一般不妊治療の治療費助成も継続します。

子育て支援センターにおいては、一時保育の受け入れや子育てに関する相談、支援事業等を通じて、保護者支援に引き続き注力するとともに、住民の相互援助ファミリーサポート事業の円滑な運営を目指し、児童の預かりや家事支援等の支えを希望する保護者と援助ができる方との相互調整及び会員同士の交流に取り組みます。

保育園においては、地域の保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスを提供し、保護者と地域が積極的に運営に関わることができるよう配慮します。

また、外部の講師等を招き、身体づくりの運動教室や英語に慣れ親しむカリキュラムも継

続し、子どもたちの健やかな成長を支えます。

待機児童への対応及び近隣市町村で就労する保護者の利便性向上を目的とする認可外保育施設保育料助成事業は、新たに村外の認可保育園、認定こども園を対象施設として加え、保育料無償化事業を継続します。

また、高校生までの乳幼児、児童の医療費無料化を継続するほか、移住、定住対策として中札内村結婚新生活支援事業を引き続き実施します。

次に、高齢者福祉についてです。

本村の高齢化率は、令和7年1月末現在31.6%と前年同期比で1ポイントほど上昇いたしました。

高齢者やそのご家族が、住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活を続けられるように、福祉、医療、保健、介護に関わるサービスが適切に利用できるよう引き続き環境づくりに努めます。

介護保険関係では、高齢者が心身の機能を維持し健康で過ごすことができるよう、介護予防教室を継続いたします。

また、認知症があっても暮らしやすい地域づくりを進めるために、認知症への理解や対応を学ぶ認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症の疑いがある方を早い段階で発見し、早期診断、早期対応に向けた支援体制の充実を目指します。

高齢者福祉の充実、生活支援ですが、生活支援ハウスいちげ荘が築25年が経過し、居室内の老朽化が進んでいることから、改修により生活環境を向上させるとともに、今の社会情勢に合わせて利用基準を緩和し、高齢者が住み慣れた村でできるだけ長く住み続けられるよう支援を続けてまいります。

また、高齢者の外出を促して自立した暮らしを楽しんでいただくための高齢者民間バス運賃助成事業及び高齢者等温泉利用助成事業ではとかちエアポートスパそら、更別温泉の入浴料助成を継続し、心身の健康増進につなげていただきます。

関係機関との協働では、引き続き在宅医療・介護連携推進事業を更別村と共同で北海道家庭医療学センターへ委託し、医療機関と介護サービス事業者等の連携を推進いたします。

さて、人口減少社会がもたらす介護人材等の不足は、本村に限らず深刻な社会的課題となっております。

議会における住民参加型予算制度で事業化されました介護職等支援事業は、介護施設を含めて人手不足が顕著である福祉関連事業所で働く人に対して、奨学金の償還を支援することで、就業の促進、定着及び離職率の低減を図り、村内の福祉サービスの維持向上につなげるものであります。

また、将来を見据えた取組みの一つとして、中学生を対象とした村の福祉・介護を学ぶ研修会は、介護の仕事の魅力ややりがいに触れてもらい、進路の選択肢を広げる働きかけとして継続します。

障がい者福祉では、障害者総合支援法に基づく国の動向と令和6年度を始期とする第7期中札内村障がい福祉計画を基本として、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業に引き続き取り組みます。

人生100年時代を迎え、健康づくりの重要性は福祉施策の観点からますます高まっています。

令和6年度を始期とする第3期いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画に基づき総合的に推進し、健康寿命の延伸を図ります。

その中核を担うのが、地域における食育の推進と住民の食生活改善などを通して健康づ

くりにつなげる七色献立プロジェクトです。

まちなかキッチンスタジオを拠点とした栄養改善セミナー等の学習機会の提供のほか、野菜摂取量測定器ベジチェック利用の習慣化を促し、日常の野菜摂取量の見える化等により、食生活に野菜を上手に取り入れてもらえるよう食を通した健康づくりを一層推進します。

村内の生産者や飲食店等と協働した企画については、村で実施する特定健診等の受診者へのインセンティブと連動した新たな形で継続します。

また、ウォーキングなどにより健康活動の習慣化を図る健康ポイント事業は、歩くことから取組む健康づくりを習慣化し、楽しみながら継続できるよう、さらに工夫を凝らします。

中札内村立診療所は、地域に根差した総合診療や介護予防の観点によるリハビリテーション事業を持続的に展開するため、指定管理者である医療法人北海道家庭医療学センターとの協力体制を維持します。

また、近隣市町村や十勝管内の医療機関と広域的に連携を図り、持続的な地域医療体制の構築を目指します。

予防接種については、新年度から带状疱疹予防接種が65歳以上の方等を対象に定期接種として位置付けられたことを受け、中札内村立診療所をはじめとする関係機関と連携し、接種体制を整えます。併せて、任意接種の助成についても継続します。

子どもを対象とした定期接種の無料化並びにインフルエンザワクチン接種の費用助成についても継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減と接種率の向上を目指します。

国保特定健診では、引き続き特定保健指導や健診結果説明会などを効果的に実施して住民の生活習慣改善を支援します。

健診を受けられていない方への家庭訪問や電話による勧奨にも継続して取組めます。

さらに、各種がん検診についても積極的に受診を促し、早期発見、早期治療による重症化予防に努めます。

国民健康保険の財政運営主体が北海道へ移行し8年目を迎えますが、令和12年度に全道統一を目指している標準保険税率は、急激な被保険者の負担増加を招かないよう、健全かつ安定した国保事業の運営に努めます。

被保険者の健康増進並びに医療費抑制のため、積極的な保健事業の推進と特定健診受診率向上対策のほか、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組めます。

第3は「文化と学びが紡ぐまちづくり」です。

まちづくりの原点は人づくりです。

生涯を通じて学び、活躍できる環境と、人がふれあい、文化を育み、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、方向性について協議、調整を行いながら推進します。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は「元気あふれるまちづくり」です。

本村の基幹産業は農業です。

住民が安心して暮らせる様々なサービスを提供する商工業も健在です。

日本で最も美しい村の地域資源に位置づけられている農村景観を含めた魅力ある観光資源にも恵まれています。

地域経済の屋台骨を支える農業、商工業、観光業を持続的に発展させ、有機的に結び付け

ることで村の活力増強を目指します。

農業を取り巻く国内外の情勢は、世界的な食料需要の増加や国際情勢の不安定化等に伴い食料安全保障上のリスクは高まっており、食料の多くを海外に依存している我が国は、将来に渡って食料を安定的に供給していくためのターニングポイントを迎えています。

また、飼料、肥料、燃油等の農業生産資材の高騰や円安の進行もあいまって、食料価格は高騰し、農業経営や国民生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした情勢を踏まえ、国は令和6年5月、25年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展等を基本理念に定め、各種施策に取り組んでいくことが示されました。

本村では農業振興の指針である中札内村農業の発展方策に基づき、安全安心で良質な食料の安定的供給をはじめ、環境保全、景観形成の多面的機能の維持、促進など、農業関係者と連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進しておりますが、新基本法に基づく国の動向もつぶさにとらえ、補助制度の活用など関係者と連携して取り組みます。

なお、発展方策は策定から5年毎に抜本的な見直しを図っていることから、令和8年度の改定に向けた作業に着手します。

農業支援策の核となる元気な農業サポート事業は、客土、除礫、耕地防風林対策、浸透層設置や修繕、集積場の設置及び取付道路設置支援などの補助メニューを設け、圃場の生産基盤向上を図ります。

令和7年度においては各種経費が上昇する社会経済情勢を鑑み、一部単価の見直しを図りながら、さらなる生産基盤向上対策に取り組めます。

また、種子馬鈴薯の生産縮小が懸念されていることから、生産体制の維持及び増産を図るため、中札内村種子馬鈴薯対策委員会が取り組む作業効率化に向けたポテトセレクトカートの導入に対し、支援します。

地域担い手育成総合支援協議会では、地域の農業課題の解決に向けて、令和5年度に着手した帯広畜産大学との共同研究に引き続き取り組みます。

また、国際情勢等により国産小麦の生産向上が求められていることから、生育均一化と倒伏低減、収量の増加と製品率向上を目指すため、可変施肥ブロードキャスターを用いた栽培技術改善に向けた実証実験を行います。

地域担い手の確保については、担い手育成センターが主体となって新規就農者に対する情報の提供や実習生の受け入れを行ってきたところですが、引き続き関係機関と連携しながら他市町村の新規就農者対策などの情報収集に努め、本村での営農を希望する方への相談や支援体制の構築を図ります。

後継者の配偶者対策も農協青年部と連携を図りながら、結婚を望む農業青年の婚活の取り組みを後押しできるよう支援します。

環境に優しい農業の展開では、環境保全型農業直接支援対策事業による減農薬や自然環境の保全に資する農業生産活動の取り組みを実践する農業者を支援します。

土地改良関係では、道営担い手畑総事業の札内川右岸北部地区における畑地かんがいの取り組み等を実施します。

また、基幹水利施設管理事業では、4市町村で構成する維持管理協議会を通じて、かんがい施設等の適正な維持管理に努めます。

大規模草地育成牧場は、飼料、肥料価格高騰の影響を受け、厳しい経営情勢ではありますが、この間の飼養方法の見直しや新しい技術の導入により発育成績や受胎率は向上し、発育調査においても優良な成績評価が得られています。

令和6年度からは牧場の成果の見える化を図るため、定期的な牧場通信の発行も行っており、こうした取組みによって村外酪農家からも預託希望の申し出があったことから、令和7年からは村内牛の受け入れに支障の無い範囲で村外牛の受け入れを行います。

このほか、草地改良による良質な飼料の増産確保に努め、令和6年度は村内酪農家に対する余剰牧草ロールの販売につながりました。

指定管理者である農事組合法人カーフゲートと連携し、収支改善を意識した効果的かつ効率的な管理運営を引き続き模索してまいります。

また、飼養環境改善に向けた施設等の整備を図るため、道営草地畜産基盤整備事業による工事の実施に向け、これまで調査、設計等を行ってきたところですが、令和7年度から令和11年度までの5年間で施設等の整備及び草地更新を進めます。

工事初年度となる令和7年度は、施設整備用地造成や乾草舎等の整備、元更別牧区等の草地改良、造成を予定しています。

林業関係では、私有林については豊かな森づくり推進事業により植栽に係る支援を行うほか、造林推進事業では、森林環境譲与税を活用しながら補助率のかさ上げを行い、下刈りや除間伐に係る支援を行います。

村有林については、森林経営計画に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を活かしつつ、計画的な植栽、除間伐、伐採事業などを実施するほか、今後の間伐施業に向け西札内林業専用道の整備を継続します。

このほか、木との関わりを通じて豊かな感性や人間関係を育み、人と自然が共生する社会を目指す木育の取組みとして、中札内高等養護学校の協力を得て、村の木であるカシワで制作した森の輪を乳児に配布する事業を継続します。

有害鳥獣駆除対策では、ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス、アライグマなどについて積極的な駆除を行います。

農家地区を中心にくくりわな講習会等を開催し、狩猟免許取得者の増員と猟友会会員の拡大を図ります。

音響によりエゾシカを退避させる装置、鹿ソニックの貸し出し事業については、一定の効果が報告されていることから、村内での普及に向けて関係団体等との協議を進めます。

同じ技術によるヒグマ対策についても効果は確認されておりますが、開発段階の装置であることから引き続き検証してまいります。

食育、地産地消は、第4期食育推進計画・地産地消推進計画に基づき安全、安心な地域食材の活用にも努め、農業体験や七色献立プロジェクトとの連携など食と農業を結び付ける取組みを実施します。

また、食の応援団のお店を対象にしたスタンプラリーや、SNSを活用した情報発信も行いながら、中札内産農畜産物の消費拡大やPR等に努めます。

商工関係では、小規模事業者支援推進事業を継続し、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援で連携しながら、新規事業者の創業や持続的発展をバックアップします。

また、商工会が行う新商工業プロモーション推進事業についても事業者に寄り添った継続的な支援が行えるよう要件を見直し、補助メニューを拡充します。

新しい働き方であるワーケーション事業の取組みについては、令和6年度に宿泊事業者の方が利用しやすいよう手続きの簡素化を図ったところですが、令和7年度も制度の周知に努め、関係人口の創出を目指します。

また、村内にサテライトオフィス等を設置する事業者への支援も継続し、村内の産業活性

化と雇用機会の拡充につなげます。

このほか、民間活力を活用したまちなかにぎわいづくりと起業支援を行うため、にぎわいづくり起業者等支援事業補助金により、村内での店舗出店や起業支援を行います。

まちなかにぎわいの取組みについては、昨年5月にまちなかキッチンスタジオがオープンし、各種料理講習会の開催や七色献立プロジェクトの活動、そして親しい仲間同士による懇親会などで多くの方に利用いただいております。

今後も指定管理者である合同会社カランメールと連携し、人と人を食でつなげ住民が集うにぎわいづくりの場として生かすべく、併設する農村環境改善センターの機能も活用しながら各種事業を展開します。

なお、農村環境改善センターは、令和7年度に屋上防水改修工事や外壁タイル補修工事等を行って長寿命化を図ります。

観光振興関係では、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小した国内の人の流れやインバウンドの動きが急回復し、本村を訪れる観光客も増加しております。

また、昨年6月には日高山脈襟裳十勝国立公園が誕生し、中部日高山脈の登山口がある本村は、今後、登山者等の増加も見込まれるほか、登山者に限らず平野部からも雄大な山並みを眺望できる環境にあります。

今後も中札内村ならではの自然、地域資源を活かした観光振興と村の魅力を最大限引き出す取組みを進め、観光協会と連携して積極的な誘客事業や村の魅力を発信する各種イベントの開催、首都圏での観光プロモーション事業の実施などでさらなる観光PRに努めます。

特に国立公園化1周年を迎える令和7年度は、日高山脈に関する各種イベントを通し、日高山脈を含む本村の魅力を広く発信し、地域の活性化につながる観光振興を進めます。

これまで行ってきた日高山脈国立公園化PR事業実行委員会の取組みを継承しながら、観光協会が主体となって支える新たな住民組織を立ち上げ、日高山脈の魅力を実感していただくとともに、そのことを村外の方にも伝えていただく環境を整えます。

このほか、十勝側の国立公園エリアで唯一利用施設として位置づけられている札内川園地は、株式会社AOILOが指定管理者として管理運営を行っておりますが、登山者の増加に対応すべく、中核施設となる日高山脈山岳センターに、新たに日高山脈観光専門員、地域おこし協力隊員として配置し、安全登山の啓発や環境に配慮した登山の啓発など登山情報発信拠点としての役割を強化します。

また、キャンプ場の利便性向上を図るため、令和6年度に園地キャンプ場のトイレ施設等の更新を行ったことから、観光利用での来場者が増えるよう施設のPRと各種事業に取り組めます。

道の駅なかさつないの入込状況は、近年は65万人前後で推移している状況にあります。今後も多くの方に来場していただけるよう観光情報発信力の強化を図り、道の駅の魅力をさらに向上させてまいります。

屋外物産販売所などが設けられた大規模リニューアルから20周年の節目を迎えることから、指定管理者である観光協会や道の駅テナント会と連携し、年間を通した記念イベントを開催します。

リーズナブルで美味しい食と温かみあふれる接客で人気の本村の道の駅を改めて強力にアピールし、その魅力を一人でも多くの方に知っていただきます。

また、開拓記念館を活用した入込客増を図るため、施設の一部改修を図るほか、経年劣化等が進む屋外物産販売所や豆資料館の長寿命化のための屋根と外壁塗装を行います。

花の村づくりの推進では、住民に育てる、飾るといった花づくりへの関心を持ってもらうとともに、花づくりの会や中札内高等養護学校、更別農業高等学校等の協力を得て村内を花で飾り、愛好者のすそ野を広げる取組みを進めます。

第5は「潤いと安らぎのまちづくり」です。

本村の豊かな自然と生活基盤が調和した快適に暮らせる環境を守り、住民の住み続けたいという思いを叶えられるよう、生活環境及び基盤の整備に取り組めます。

景観形成については、景観行政団体への移行を見据え、景観条例及び景観計画策定に向けた住民説明会を開催いたします。

日本で最も美しい村に相応しい恵まれた環境資源を守り育てるべく、景観や環境を守ることへの住民理解を深め、主体的に活動していただく環境づくりにつなげます。

ごみ処理の関係では、分別等の各種ルールの住民周知に努め、個人、行政区、事業者の理解と協力を得ながら、全村一体によるごみ減量対策と資源リサイクルの推進に努めます。

環境美化に関する協働のまちづくりの充実に向け、春の活動、クリーン中札内への参加を広げるため、学校や団体との連携を強化するとともに、普段から美化活動を意識してもらえようボランティアごみ袋の利用拡大に向けた周知にも努めます。

また、日本で最も美しい村連合の設立日前後に開催するビューティフルデーでは、イベント参加者の拡大と連合加盟の認知度向上のため、クーポン券配付や特産品プレゼントなどを実施し、参加促進します。

コミュニティバスでは、地域における安心な暮らしの確保や高齢者等の交通弱者の足対策を推進するため、利用者目線に立った利便性向上を図ります。

エアポートスパ線では、スパの利用や買い物における滞在時間を延長するとともに、上札内地区からも利用ができるようダイヤを改正しました。

市街地線では、運行の効率化を図るため路線経路の一部見直しを予定しております。

今後も様々な意見に耳を傾け、住民に親しまれる運行を目指します。

定住促進対策では、移住促進協議会なかさつサポーターズと協力し、移住体験住宅2戸の運用や首都圏等で中札内村の魅力を積極的に発信するとともに、住宅リフォームを含む定住促進を奨励する助成事業を実施していきます。

公営住宅整備事業では、長寿命化改善による居住性の向上を図ります。

道路及び橋梁関係では、環境に配慮した道路維持補修や橋梁の長寿命化など維持管理に取り組むとともに、住民の生活環境の改善に資する未舗装道路の改修による路盤改良工及び舗装工を実施します。

簡易水道及び公共下水道関係では、各浄水場の適正な維持管理を通じて安定的な浄水供給に努めるとともに、浄化センターの機能維持のため、計画的に汚水処理機器等を更新し、指定管理者と協力して適切な水質管理を行います。

そのほかの生活環境管理について、公園に関しては委託管理により適正な維持を実施し、住民が公園内で憩いのひとときを楽しむ機会を増やすよう努めます。

河川管理については、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、普通河川の景観保全や良好な維持に努め、安全確保に取り組めます。

防災対策の強化では、近年の異常気象等により、激甚化、頻発化する風水害や地震の災害に備え、自助、共助の行動が重要と捉えて、行政区の防災活動の支援や避難所運営等の充実を図ります。

関係機関と連携した総合防災訓練は、内容の充実を図り、住民一人ひとりの防災力向上につなげます。

とかち広域消防事務組合は、消防広域化から間もなく10年目を迎えようとしています。これまでも各分野の計画等策定や検討課題の統一を図ってきましたが、近年の消防を取り巻く環境変化、住民ニーズ等を踏まえ、令和7年度以降10年間における取組み方針及び課題解決の方向性等を明確にするため、組合将来構想を推進します。

中札内消防署及び中札内村消防団としては、住民に身近な消防組織として、引き続きSNS等を活用した情報発信や啓もうイベントを積極展開し、防火防災意識の向上に取り組めます。

老朽化したホース乾燥塔電動チェーンブロックの更新など、設備の機能上を通して消防体制の充実強化を図ります。

以上、令和7年度の村政に臨む私の所信の一端を申し上げます。

残る任期は4ヶ月足らずとなりましたが、新年度が力強く滑り出せるよう責務を全うする所存です。

中札内村で暮らすこと、中札内村で働くこと、中札内村の出身であること、そして中札内村と関わりを持てることを誰もが誇りに思い、未来に希望を持てる優しく穏やかな美しい村を追求すべく、私たち役場職員は率先垂範のまちづくりを徹底し、全力を尽くすことを誓います。

住民の皆さま並びに議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） それでは、休憩をしたいと思います。

午前11時35分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時34分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

令和7年度村政執行方針及び教育行政執行方針についてからの続きでございます。

上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 令和7年度中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

本村教育委員会は、創造的継続を目指すとする村政執行方針を踏まえ、まちづくりの普遍的価値を高める重要な責務を担うことを認識し、第7期中札内村まちづくり計画の柱の一つである「文化と学びが紡ぐまち」を推し進めるため、本村の共育の理念である地域の大人が力を合わせて子どもたちを育て、大人も共に成長するための教育を多面的に展開し、希望に満ちた地域づくりに取り組んでまいります。

最重点施策メインディッシュは、算数、数学の基礎学力の定着、他地域とのオンライン授業交流とダイバーシティ教育推進に関する学校教育分野3事業、持続的なスポーツ、文化活動の支援体制構築とシニア世代の生涯学習の充実に関する社会教育分野2事業を掲げております。

以下、上記事業を含めた主要な事項について、4本の柱に沿って申し上げます。

第1は「学校教育の推進」です。

組織的、機動的な学校教育の推進では、確かな学力の向上を図るため、保育園、小中学校

が連携しながら、子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭における学習習慣の定着に取り組んでまいります。

幼児教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、家庭、保育園、学校と地域が連携しながら、総合的に子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

義務教育においては、学習指導要領のもと、育成すべき資質、能力の3つの柱であります「学びに向かう力、人間性等の涵養」、「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」の推進に向けて効果的な学校運営に努め、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することを目指してまいります。

国際社会に対応しうる外国語教育の推進では、外国語指導助手2名による指導体制で、保育園から生きた英語に触れ、外国語活動から英語科へつなげて英語教育を推進してまいります。

特別支援教育の推進では、保育園、小中学校が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センター、スクールカウンセラーなどの協力をいただきながら、教育支援委員会で情報共有と適切な支援の協議を行い、保護者の理解を得ながら、きめ細やかな指導と一貫した支援を行ってまいります。

また、小中学校においては、必要に応じて学校特別支援員を配置し、児童生徒の学校生活、学習活動を支援するほか、医療的ケアを必要とする児童を支援するため、看護師を派遣いたします。

ふるさと教育の推進では、村教育研究所が作成しました、なかさつない検定を活用し、より郷土を愛し、ふるさとを大切に作る心の教育に取り組んでまいります。

また、日本で最も美しい村連合加盟村の沖縄県多良間小学校と本村小学校の児童がオンライン授業交流を行い、お互いの気候や文化、特産物などについて学び、相互理解を深める取り組みを始めます。

I C Tの活用、充実では、G I G Aスクール構想を進め、タブレット端末などを活用しながら、子どもたちの習熟度に応じた指導を行い、資質、能力の確実な育成につなげるとともに、情報モラルを含めた情報活用能力の向上やプログラミング的思考の育成に取り組んでまいります。

また、新年度は更新時期を迎えた小中学校3校の児童生徒及び教師用のタブレット端末を、道内の自治体による共同調達で購入してまいります。

道徳教育の推進では、規範意識や倫理観、思いやりを持ち、自他の生命を尊重する心を育てるため、小中学校9年間の指導計画による体系的な道徳教育を推進してまいります。

また、L G B T Q+などの性的マイノリティへの関心や問題意識が広まりつつある中、中学校において性別に関わらず選べるジェンダーレス制服の令和8年度導入に向けて購入費を助成するとともに、道徳授業や講演会などで理解を深め、多様性を尊重し合うダイバーシティ教育を推進します。

誰もが多様性を認め合い、自分らしく生きていけるよう学校教育からも村民へ発信していきます。

健やかな心身の成長を促す教育の推進では、体力の向上を目指し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、児童生徒の取り組みの成果や課題について分析を行い、授業改善や部活動、スポーツ少年団活動の支援に加え、望ましい生活習慣や正しい食生活の確立に努めてまいります。

いじめの防止や不登校児童生徒への支援については、いじめ等の未然防止、適切な実態把握による積極的な認知と早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応に取り組んでまい

ます。

併せて、各校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒のカウンセリングや教員、保護者に対する相談対応などを行ってまいります。

また、専任職員が児童生徒や保護者の相談等に迅速に対応し、教職員へアドバイスをを行い、児童生徒が抱える問題を保護者や学校、関係機関と連携しながら課題解決に取り組み、教育支援センターの総括的な役割を果たしてまいります。

地域や保護者に信頼され、児童生徒にとって魅力ある学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配付などにより、地域住民との積極的な情報共有を行い、開かれた学校づくりを進めてまいります。

また、地域の特性を生かした自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの特色を生かした活動が実践されるよう支援を行ってまいります。

令和３年度より導入しております小学校選択制度は継続してまいります。

学校力の向上を図る学校づくりでは、全教職員が自校の学校経営方針、重点目標を共有し、学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力の向上を図るため、指導主事による支援、ＩＣＴ機器の活用を含めた教職員研修の充実と各種研修への参加を促してまいります。

学校における働き方改革については、教員が児童生徒と向き合うための時間を確保するため、中札内村立学校における働き方改革推進プランに基づき、学校閉庁日の設定や部活動休養日の取組みのほか、校務支援システムの活用により、教職員の校務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進では、地域の大人が力を合わせて子どもたちとともに育てる地域協働型学校づくり協議会コミュニティスクールの活動を推進し、学校支援ボランティアの活用や小中連携による一貫教育に取り組み、学校とＰＴＡ、地域住民の方などが連携して地域に根ざした学校運営を進めてまいります。

また、上札内小学校における山村留学事業は、本村の豊かな自然環境の中で様々な体験活動や地域住民との交流を通して、児童の成長を育み、地域の活性化を図ってまいります。

高校、高等教育の支援では、高校等に就学する保護者の経済的負担を軽減するとともに、教育環境、子育ての充実と人材育成を目的に高校生育成支援金を交付してまいります。

その他、経済的支援が必要な世帯に対し、通学費及び下宿代の一部を助成する通学費等助成事業及び永井明奨学金制度により支援してまいります。

児童生徒の学習意欲と基礎的な知識の向上を図るため、一般的に苦手意識を感じやすい算数、数学について、数学の教員免許取得者による児童生徒へのサポートを充実させ、より効果的な授業や放課後算数教室を実施し、フォローアップを図ってまいります。

また、英語検定、漢字検定及び算数、数学検定の検定料を助成して、学習意欲の向上と基礎学力の定着を図ります。

安全で安心な学校給食の提供では、給食の食材調達は地産地消を基本とし、本村で生産された食材を使用したふるさと味覚給食を年２回提供するとともに、地元で生産、製造された安全、安心な食材の理解と愛着を深めるための食育を推進してまいります。

給食費については、昨今の食材や調味料の高騰による値上がり分について保護者の負担増に配慮し、当面は村の支援策として負担してまいります。

第２は「社会教育、生涯学習の推進」です。

人生１００年と言われる時代にあって、生涯を通した学びを支え、心豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供やその成果を活かせる環境づくりを進めてまいります。

また、社会教育が生涯学習の中核的な役割を果たすことができるよう、第9期社会教育中期計画に基づき、多様な学習機会の提供や指導者の養成、施設整備、情報提供の充実を図ってまいります。

生涯学習と社会教育活動の推進では、各種講座の開催、社会教育団体や住民グループの自主活動の支援、運営費用の助成などにより学習活動を促進してまいります。

シニア世代の学習ニーズに対応するポロシリ大学では、様々な学習機会や成果発表の場、子どもたちや他地域の団体と交流を行う定例授業のほか、社会変化に応じた新たな知識、技術を学べる特別授業を実施して地域の方々も参加できるように公開いたします。

また、認知症予防や生涯学習の機会の拡充として、英語検定や漢字検定、算数検定の取得に向けて支援と検定料を助成し、生きがいを感じながら主体的に学び続ける学習活動を支援してまいります。

青少年事業では、自然体験や生活体験を通して、豊かで健全な成長を育むとともに、共育の日の理念である学校、家庭、地域の教育力を結集し、村全体で子どもの成長を支える環境づくりを進めてまいります。

図書館事業では、利用者のサービス向上を図り、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、工作会、楽器演奏とのコラボレーションなど、アートの村にふさわしい各種事業の開催や家庭、学校における読書活動を支援し、魅力ある図書館運営を目指してまいります。

社会教育施設の整備では、上札内交流館の長寿命化を図るための外壁塗装、屋上防水等工事と照明のLED化を実施してまいります。

第3は「国際・地域間交流の推進」です。

次世代の人材を育成するため、埼玉県川越市の生徒と交流し、お互いの文化や風土の違いなどに触れ、コミュニケーション能力や自立性を育む機会として実施してまいります。

国際交流の推進では、アメリカ合衆国ハワイ州のエバ・マカイ・ミドルスクールと相互交流し、外国の生活習慣や歴史、文化の違いを認識し、理解を深めることによって、国際社会に対応できる豊かな人間性の育成を図ってまいります。

第4は「文化・芸術、スポーツの振興」です。

アートの村として、感性を豊かにする創造的な活動を推進してまいります。

文化、芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、70回目を迎える文化祭の実施や村民主体の公演等の開催支援、更別村と連携した学校舞台芸術鑑賞など、芸術に親しむ機会の提供に努めてまいります。

なかさつ音まちプロジェクト事業では、ファツィオリピアノを広く発信するとともに、子どもから大人まで楽しめる様々なジャンルの鑑賞機会を企画してまいります。

子どもアートプロジェクト事業は、武蔵野美術大学及び昭和音楽大学と連携し、対話型鑑賞や歌唱指導など、児童生徒が大学生とのふれあいを通じて、想像力を磨き豊かな感性を身につける取組みを進めてまいります。

スポーツの推進では、村民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、ニーズに応じた健康な身体づくりや体力向上の機会を提供してまいります。

運動不足の解消や身体機能の維持向上に向けて実施している運動教室は、民間団体のノウハウを活用しながら運動無関心者へ積極的にアプローチし、住民の運動習慣化をサポートしてまいります。

また、スポーツ団体への支援や総合型地域スポーツクラブ、ピータンススポーツクラブの活動を充実し、生涯スポーツを振興してまいります。

青少年のスポーツ活動や文化活動に対しての育成、支援は、少年団指導者の資格取得費用に対する助成を行うとともに、スポーツ大会や文化系コンクール等の参加費用を助成してまいります。

また、少子化による部活動存続の厳しい状況や学校における働き方改革の観点も含めた国の部活動改革の方向性に基づき、部活動の段階的な地域移行を進め、学校、保護者、地域が協働体制を構築して将来にわたり生徒がスポーツ、文化活動に親しむことができる持続可能な形を目指します。

部活動地域移行推進協議会での協議や研修会の開催、外部指導者等による指導及び地域クラブ活動への支援を行い、推進期間3年目の検証を行ってまいります。

以上、令和7年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

教育委員会は、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（中井康雄君） これで各執行方針の説明を終わります。

◎日程第8 発議第1号 中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第8、発議第1号、中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番宮部議員、登壇願います。

（7番宮部修一議員登壇）

○7番（宮部修一君） 議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

提案の趣旨についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる番号利用法が改正されたことに伴い、議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要が生じたことによる改正と、条文中の文言の整理などの所要の整備を合わせて行おうとするものであります。

赤ナンバー4番、3ページからの新旧対照表をお開きください。

まず、番号利用法の改正関係では、改正で条項が追加され繰り下がったことにより、本条例第2条第4項中の引用条項を第2条第8項から第2条第9項に改め、第12条第5項の表中の引用条項を第2条第9項から第2条第10項に改めようとするものです。

次に、所要の整備についてであります。それぞれの改正内容についての説明は省略させていただきますが、表現方法や文言等を新旧対照表のとおり改正しようとするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第1号、中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第9 議案第2号 中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第9、議案第2号、中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村職員の定年が延長されることに伴い、定年が段階的に引き上げられる期間中、定年退職者がいない年においても計画的な職員採用を図ることにより一時的に職員の増員が見込まれることから、職員定数を改めるほか、常勤職員の定数をその実数に近づけることにより、定数管理をより実効性のあるものとするため現行条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第2号、中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー14番の議案関係資料1ページをお開きください。

新旧対照表により説明いたします。

本条例の改正理由は、職員の定年延長に伴い、定年が段階的に引き上げられる期間、定年退職者がいない年を含め、計画的な職員採用を行う必要があり、一時的に職員の増員が見込まれることから、職員定数を増員するため改正しようとするものです。

また、同条例で定義されています職員定数について、これまで育児休業者や派遣職員なども職員定数に含まれておりましたが、定数でカウントされる人員数と実際に勤務する実人数とで差異が生じていることから、それら職員数を定数から除外するため、規定を追加するものです。

第1条では、条文中、兼務となっている監査委員及び選挙管理委員会を削除し、また、改正前の除外規定となる第1号から第3号を削除し、第1条本文中に規定を改めるものです。

また、改正前の勤務する職員を、改正後、常時勤務する一般職の職員と改め、改正前の第1号及び第2号の除外規定を盛り込んでおります。

また、第3号で除外していた市町村立学校職員給食負担法第1条に規定する職員についても、条例本文で除外するよう規定を改めるものです。

また、第2条の定数では、現行の第1号に規定する村長の事務部局の職員75人を、改正後、定年齢の段階的引き上げに該当する本来退職予定の職員4人分について、定数増とし、79人に改正するものです。

次に、第4条第1項では、職員定数から除外する職員を新たに規定するとともに、第2項では、第1項の規定により、職員定数から除外された職員が職場復帰となり、職員定数を超えるに至った場合には、その定数に欠員が生じるまでの間、定数外として取り扱えるよう規定を追加するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第10、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、時間外勤務の制限を請求できる職員の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援に関する措置の強化のため、現行条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明いたします。

黒ナンバー14番、議案関係資料2ページをお開きください。

本条例は、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充及び介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を行うため、法律改正を踏まえ、改正するものであります。

第8条の2第2項は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、所定外労働の制限となる労働者の範囲を、現行の3歳に満たない子から、改正後、小学校就学前の始期に達するまでの子へと範囲を拡大する改正となります。

また、同条第4項は、第2項の改正に伴い、文言の整理を行うものです。

次に、3ページをご覧ください。

第17条の2では、労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た際に、両立支援制度等について、個別の周知、意向確認を行うことを、事業主に義務付けるため、規定を追加するものです。

また、第13条の3では、労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や雇用環境の整備を事業主に義務付けるため、規定を追加するものです。

次に、3ページから4ページの令和4年12月6日条例附則第2条、経過措置については、引用条文を改めるものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日施行としておりますが、附則第2項で、経過措置として、この条例の施行以後の日を時間外勤務制限開始日として請求を行おうとする職員は、施行日前であっても請求ができる旨を規定しております。

以上で補足説明終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第11、議案第4号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第4号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー14番の議案関係資料5ページをお開きください。

本条例は、令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が施行され、懲役及び禁固が廃止され、新たに拘禁刑を設けて単一化、一本化する改正が行われたことから、本村の条例において、懲役及び禁固の刑について規定されている条例6件について、拘禁刑にそれぞれ改めるものであります。

拘禁刑単一化の改正理由ですが、懲役者はこれまで刑務所に収容、拘束され刑務作業が義務となっている一方、禁固者は収容、拘束のみが基本となりますが、禁固者の大半は収入や生活のメリハリを求め、請願作業を申し出て勤しんでいるのが実情であり、こうした実情から、懲役と禁固という刑の執行面で実質的な処遇が変わらない点から、両刑を分けた意味合いが薄れてきていることなどから、拘禁刑に単一化を図るものです。

第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

改正前、第14条の2第1項第3号及び第4号並びに第14条の3第1項第1号及び同条第5項第1号中、禁固を拘禁刑に改めるものです。

同様に、14条の3第1項及び同条第5項第1号の禁固を拘禁刑に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行日、令和7年6月1日から施行するものです。

また、附則第2項から第5項につきましては、経過措置を定めるもので、本条例の施行前又は施行後の取り扱いについて、それぞれ定めるものであります。

次に、7ページをご覧ください。

第2条は、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に消防団員の欠格事項を規定する規定があり、第5条第1項第1号中、禁固を拘禁刑へ改めるものです。

次に、8ページをお開きください。

第3条は、中札内村行政不服審査会条例に罰則の規定があり、第8条の懲役を拘禁刑に改めるものです。

次に、9ページをご覧ください。

第4条は、中札内村議会の個人情報の保護に関する条例で、第53条の罰則の規定から、第55条中の懲役を拘禁刑に改めるものです。

次に、11ページをお開きください。

第5条は、中札内村個人情報の保護に関する法律施行条例で、第3条第3項及び第4項中の懲役を拘禁刑にそれぞれ改めるものです。

次に、13ページをお開きください。

第6条は、中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例にも罰則の規定があり、第17条で懲役を拘禁刑に改めるものです。

以上、関連する6件の条例に関する附則に定める施行期日は、職員の給与に関する条例の一部改正と同様で、刑法等の一部を改正する法律の施行日、令和7年6月1日から施行するものです。

経過措置については同様の内容となりますので、説明は省略させていただきます。

なお、本関連条例の改正については、罰則規定のある条例の改正にあたることから、過日、釧路地方検察庁へ事前協議し、問題なしとの技術的な助言をいただいていますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号 中札内村犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第12、議案第5号、中札内村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、優しく穏やかな美しい村の基盤を強固にするため、犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ることを目的として条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第5号、中札内村犯罪被害者等支援条例の制定について、補足説明をいたします。

黒ナンバー7番、議案の9ページをお開き願います。

本条例の制定理由は、提案趣旨でも申し上げましたとおり、平成17年4月1日に犯罪被害者等基本法が改正されました。

この法律は、犯罪等の被害に遭われた方やその家族、遺族の権利や利益を保護し、犯罪被害被害者等の支援を総合的に推進し、もって被害者等が受けた被害等の軽減及び回復を目的としてできた法律で、この法律に基づき、地方自治体は地域の実情に応じた施策を策定し実施するため、村の責務について定めた条例となります。

また、今後、匿名・流動型犯罪グループ、略称トクリュウ等による凶悪犯罪の拡大など、地方においても治安の悪化や超高齢化社会の進展による交通犯罪の発生増が懸念されることから、犯罪被害者の救済のみならず、住民への意識啓発につなげるよう条例を制定するものです。

次に、条文ごとに概要を説明いたします。

第1条は、法律に基づき、犯罪被害者等が住み慣れた地域社会で再び平穏な生活が取り戻せるよう支援していく目的を規定したものです。

次に、第2条は、本条例の各用語の定義を規定したものです。

第3条は、犯罪被害者等の支援をするための基本理念を定め、施策の基本的な方向性を規定したものです。

第4条は、基本理念を受けて村の責務を、第5条は、村民の責務を規定したものです。

次に、第6条は、村が犯罪被害者等に対し、相談及び情報の提供等を行うこと、並びに窓口を設置することについて規定したものです。

第7条は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、村営住宅の一時入居など必要な施策を村が講ずることを規定したものです。

第8条は、支援金の支給について規定したもので、必要な事項は別に定めることとしておりますが、具体的な支援金の内容については、国の犯罪被害者等給付制度による給付金のつなぎ資金として一時金を支給するものとして、犯罪被害者等により死亡した場合に、遺族支援金として30万円、障害を負った場合の障害支援金として10万円を支給することといたします。

なお、金額の設定については、道内自治体や全国的な状況を踏まえ、同程度の金額であることを参考として設定をしたものです。

第9条は、犯罪被害者等の支援について、村民の理解を促進するため、啓発活動の推進を規定したものです。

第10条は、この条例に規定されている事項のほか、本条例の施行に関し、必要な事項は規則で別に定めることを規定しております。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 今回の条例の制定については、とても大事な事かなと思って、目的については特に異論はなく、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

第6条の相談及び情報の提供のところで、相談窓口を設置するというふうに書かれていますけれども、想定される窓口、どの課で相談窓口を設置するというふうに、今考えておられるのかということと、あと、支援金の支給を行うということで、額については先ほどご説明あったのですけれども、予算としてはどちらの科目で支出する予定なのか。

新しい、令和7年度の予算科目では、これが設けられているのかどうか。

あと、啓発活動をしていくということで定めていますけれども、取組む計画というのですか、今後の予定などについてをお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） 1点目の相談窓口なのですけれども、これはかなりの関係機関、関係課が連携する必要がありますので、総合相談窓口として総務課総務グループに窓口を設置するというふうな予定をしております。

続きまして、予算なのですけれども、今段階では、この案件の相談というのが今まで受けたこともなく、どの程度件数があるのかということのも把握が困難な状況であったため、新年度予算で計上はしておりませんで、もし案件が出た時は、予備費ないしは臨時会等々で議決をいただいてからの支出というふうに考えております。

その時も予算科目は恐らく総務課の予算科目となるかなというふうに考えています。

普及の関係の取組みなのですけれども、まずは村民の皆さんに理解を深めていただくためにリーフレットの配布と広報誌及びホームページなどを利用した啓発活動を重点的に行っていきたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 今、道の方では条例が制定されていまして、管内でも、私が調べたところ大樹町なんかは制定しているのかな。

あと何個かあると思うのですけれども、その相談窓口設けるのとても大事で、先ほどいろんな関係機関が関わるということでしたので、そういう人材が村に例えばいらっしゃらない、例えば、カウンセラーの方とか、いろんな場面想定されると思いますので、そういった方の相談を受ける時の体制をどのようにして構築するのかというのがとても大変というか難しいかなと思うのですけれども、今のところ村だけでなく北海道、いろんなところに相談するかと思うのですけれども、考えておられる、想定しておられる状況を再度お聞かせください。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 犯罪被害者のために主な相談窓口の関係だったと思います。

基本的には村は、そういった関係機関におつなぎをするというようなのが主でございます。村は、例えば、そういった事件が起こって、例えば、誰かがお亡くなりになったようなケースですと、例えば、窓口の手続きだとかそういったもののお手伝いをするというのはあるのですが、具体的な相談窓口については、関係機関いろいろありまして、道の方でも被害者相談室というのも設けていますし、あるいは性暴力の被害者支援センターも設置しております。

また、警察の方にも相談センターというのを設けていますので、こちらも24時間、毎日対応していただける窓口となっていますし、あと、国の方も、検察庁の被害者ホットラインですとか、法テラス、あるいは道内の弁護士会、そういったところへの関係機関もございますので、あと、民間の相談室もございますので、そういったところをご紹介しますおつなぎするというのが村の役目かなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） では、これで質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、中札内村犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（中井康雄君） 日程第13、議案第6号、定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

定住自立圏の形成に関する協定の変更については、平成23年度から取組んできた定住自立圏構想について、帯広市との間で現協定の拡充、見直しの協議が整ったことから、連携して取組む内容を一部変更しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第6号、定住自立圏の形成に関する協定の変更について、補足説明を申し上げます。

定住自立圏構想につきましては、中心市と近隣町村が相互に役割分担し、連携、協力す

ることにより、圏域全体で必要な生活機能等を確保することとし、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組みであり、十勝は帯広市が中心市となり、平成23年度に協定を締結、共生ビジョンを作成し、取組みを進めてきております。

現在、第3期共生ビジョンにより、令和2年度から5年間の計画で取組みを進めてきておりますが、現ビジョンの経過期間が最終年度となることから、次期計画となる第4期共生ビジョンの策定に向け、協定書第3条に定める取組みの内容、中心市及び近隣町村の役割を定める別表第1について変更をしようとするものです。

それでは、黒ナンバー14番、議案関係資料14ページをお開きください。

協定書の新旧対照表で説明いたしますが、改正に係る部分のみ説明いたします。

はじめに、協定書については添付を省略しておりますが、第7条までの規定があり、目的、基本方針、取組み、役割分担などを定めております。

今回は、協定書第3条に規定する別表1に定める連携する取組内容及び役割分担の変更になります。

資料では別表1を記載しており、改正部分にアンダーラインを引いております。

まず、別表第1（5）広域観光の推進では、訪日外国人旅行者の誘客推進に重点を置き、中心市である甲及び近隣町村である乙は、連携し取組むこととしております。

次に、その下段、（7）鳥獣害防止対策の推進では、取組内容、役割の変更であります。エゾシカやヒグマなどの駆除等を行う鳥獣被害対策自治体の維持等につながるよう連携し、検討を進めようとするものです。

次に、15ページをご覧ください。

5、環境（1）地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築では、現在、環境モデル、都市行動計画の名称がありますが、ゼロカーボン推進計画の策定に伴い、低炭素社会の構築を脱炭素社会の構築に変更をするものであります。

なお、この協定に基づき連携して取組む具体的な事業につきましては、定住自立圏共生ビジョンの中で詳細をまとめてまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 14 議案第 7 号 令和 6 年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第 15 議案第 8 号 令和 6 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 16 議案第 9 号 令和 6 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 17 議案第 10 号 令和 6 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- ◎日程第 18 議案第 11 号 令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
- ◎日程第 19 議案第 12 号 令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第 14、議案第 7 号から、日程第 19、議案第 12 号までの令和 6 年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計補正予算についての 6 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額から、それぞれ 6,504 万円を減額し、総額を 58 億 842 万 1,000 円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ 2,247 万円を追加し、総額を 5 億 7,490 万 6,000 円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額から、それぞれ 925 万 7,000 円を減額し、総額を 3 億 8,324 万 3,000 円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ 580 万 8,000 円を追加し、総額を 8,750 万 8,000 円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきましては、収入に 81 万円を追加し、支出から 723 万 7,000 円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、支出から 76 万 6,000 円を減額するものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきましては、収入から 1,125 万 4,000 円を減額し、支出から 1,076 万 5,000 円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入から 429 万 6,000 円を減額し、支出から 904 万 3,000 円を減額するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 8 番をご用意ください。

歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね１００万円以上の増額補正、減額補正について説明申し上げますが、委託料、工事請負費、備品購入費等の減額については、１００万円以上であっても、入札等の執行及び契約金額の確定による補正理由の場合は説明を省略させていただきます。

はじめに、今回の補正における各公共施設等の電気料、燃料費の補正についてご説明いたします。

電気料は、街路灯、防犯灯や文化創造センターで追加があった一方、キッチンスタジオや交流の杜等での減額があり、全体で約３４０万円の減額、また、燃料費では、重油は文化創造センターや保健センター、中学校などでの追加があり、全体で約２３０万円の追加となっております。

灯油は中学校やキッチンスタジオで追加があった一方、減額する施設も多く、燃料費全体では１６万５，０００円の追加となっております。

それでは、３１ページをお開きください。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、説明欄下段、財政関係基金費、２４節積立金、減債基金積立１，３８６万２，０００円の追加は、令和６年度普通交付税の原資となる国税収入の増に伴い、今年度の普通交付税が追加交付され、この増額分について、国から令和７年度及び８年度の２ヶ年の普通交付税から減額し、臨時財政対策債の償還費に充てるとされたため、積立を行うものです。

次に、その下段、公共施設等整備基金積立３，１７３万２，０００円の追加は、十勝圏複合事務組合における新中間処理施設整備費に係る積立金について、今後における構成町村の財政負担に充てるため、十勝圏複合事務組合から配分、還付されたことに伴い、積立を行うものです。

次に、その下段、総務一般経費、４節共済費、会計年度任用職員臨時労働保険料１４７万５，０００円の追加は、雇用人数の増及び標準報酬月額増によるものです。

次に、説明欄、最下段、記録保存映像作成委託５５万円の減額は、委託先企業の倒産により、全額減額するもので、今年度撮影分につきましては、職員対応で実施をしております。

次に、３２ページをお開きください。

２款総務費、１項総務管理費、５目交通安全対策費、説明欄中段、修繕料１３９万２，０００円の追加は、灯具交換箇所数の増などにより追加をするものです。

次に、３３ページをご覧ください。

２款総務費、１項総務管理費、７目電子計算費、説明欄中下段、１７節備品購入費、電算用備品２０９万円の追加は、新規採用など職員用パソコン６台を購入するものです。

次に、３４ページをお開きください。

２款総務費、２項企画費、１目企画総務費、説明欄最上段、地方バス路線維持対策補助金４０万６，０００円の追加は、バス事業者における負担金の算定基礎となる経常費用の算定において、軽油税分の計上漏れがあったことから追加をするものです。

次に、３５ページをご覧ください。

３目まちづくり推進費、説明欄上段、１節報酬、地域おこし協力隊員報酬２４７万７，０００円の減額は、ロッカノール事業終了に伴うイベント企画運営推進員分１名分の報酬を減額するものです。

次に、３６ページをお開きください。

説明欄上段、１８節負担金補助及び交付金、ふるさとづくり事業補助金１３３万１，０００円の減額は、交付実績等により減額するものです。

次に、その下段、ふるさと納税クラウドファンディング補助金８，０００万円の追加は、

ばん馬とのふれあいプロジェクトにおける目標額2億円を達成した場合を想定し、上限となる目標額の4割分となる補助金を追加するものです。

次に、ページ下段、ふるさと活性化基金積立2,000万円の減額、併せまして、37ページ、説明欄上段、豊かな環境等創生基金積立1,200万円の減額は、ふるさと納税における使い道指定割合の変更に伴い減額するものです。

なお、特定財源として、それぞれの各基金の特別寄附金分についても、同額減額しております。

次に、42ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄上段、24節積立金、福祉基金積立1,600万円の減額は、こちらについてもふるさと納税における使い道指定割合の変更に伴い減額するものです。

なお、特定財源として、それぞれの各基金の特別寄附金分についても、同額減額しております。

43ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、説明欄中下段、19節扶助費、高齢者民間バス交通費114万1,000円の減額は、利用回数の減少に伴い減額するものです。

なお、特定財源として、福祉基金繰入金も同額減額しております。

次に、44ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費、説明欄中段、19節扶助費、介護給付費314万1,000円の追加は、重度訪問介護サービス利用時間の増により追加をするものです。

なお、特定財源として、国、道の負担金についても、併せて追加するものです。

次に、45ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目社会福祉医療費、説明欄最上段、公費別重度心身障害者医療費236万7,000円の減額は、医療実績及び今後の執行見込みにより減額をするものです。

なお、特定財源として、道補助金についても減額するものです。

次に、下段、7目後期高齢者医療費、説明欄下段、18節負担金補助及び交付金、療養給付費負担金545万1,000円の減額、また、その下段、27節繰出金、保険基盤安定繰出金187万7,000円の減額は、それぞれ額の確定により減額をするもので、特定財源についても、それぞれ補正しております。

次に、46ページをお開きください。

2項、1目児童福祉費、説明欄中段、19節扶助費、低所得者支援等臨時特別給付金1,225万円の減額は、給付額の確定により減額するものです。

なお、特定財源におきましても、交付額の決定により減額するものです。

次に、47ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目中札内保育園費、説明欄中段、1節報酬、会計年度任用職員報酬250万8,000円の追加は、担任、副担任の育児休業等取得に伴うパート職員の勤務増を見込み、追加をするものです。

また、最下段、一般職人件費382万5,000円の減額は、栄養士の育児休業取得により減額をするものです。

次に、48ページをお開きください。

説明欄中段、会計年度任用職員人件費730万4,000円の減額は、新規採用予定者

の欠員、不採用及び育児休業により減額をするものです。

次に、50ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄下段、1節報酬、会計年度任用職員報酬119万4,000円の減額は、子育て世代包括支援センターにおける管理栄養士の正職員採用により、臨時管理栄養士の雇用がなかったことにより減額をするものです。

51ページをお開きください。

説明欄下段、健康づくり一般経費、1節報酬、会計年度任用職員報酬114万1,000円の減額は、会計年度任用職員の採用をフルタイムの保健師採用に変更したことにより減額をするものです。

次に、53ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄中段、12節委託料、予防接種業務委託295万9,000円の減額及び下段、新型コロナ定期接種ワクチン業務委託687万8,000円の減額は、接種実績及び今後の接種見込みにより減額をするものです。

次に、下段、22節償還金利子及び割引料、返還金812万9,000円の追加は、令和5年度風しん抗体検査返還金の額確定によるものです。

次に、56ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働対策費、失業対策費、1節報酬、会計年度任用職員報酬107万6,000円の減額は、事業終了により実績に基づき減額をするものです。

なお、特定財源として、豊かな環境等創成基金繰入を併せて減額するものです。

次に、58ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄上段、食と農業農村振興基金積立1,090万円の減額は、ふるさと納税における使い道指定割合の変更及びレンダリング環境対策寄附金などにより減額をするものです。

なお、特定財源として、レンダリング環境対策寄附金の追加、食と農業農村振興基金寄附金及びふるさと応援寄附金をそれぞれ減額をしております。

次に、59ページをご覧ください。

説明欄最上段、18節負担金補助及び交付金、元気な農業サポート事業補助金217万2,000円の減額は、事業費の確定見込みにより減額をするものです。

なお、特定財源として、元気な農業サポート寄附金についても減額するものです。

次に、60ページをお開きください。

4目土地改良事業費、説明欄中段、18節負担金補助及び交付金、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金713万5,000円の追加は、事業費確定による負担金精算及び早期工事着手のための予算繰越のため追加を行うものです。

なお、特定財源として、関連する道補助金及び負担金、公共施設等整備基金についても、併せて補正するものです。

次に、62ページをお開きください。

6款農林業費、3項畜産費、3目牧場費、説明欄中段、修繕料112万6,000円の追加は、ショベルローダーのタイヤ取替えのため追加をするものです。

なお、特定財源として、食と農業農村振興基金繰入金も追加するものです。

次に、その下段、12節委託料、牧場管理委託259万6,000円の追加は、送電線張替等電気設備修繕及び車両修繕等を行うため追加をするものです。

次に、65ページをお開きください。

7 款商工観光費、1 項商工観光費、3 目観光費、説明欄中段、1 節報酬、観光振興推進員報酬 2 7 3 万 3, 0 0 0 円の減額は、令和 6 年度における推進員の応募で採用がなかったことから、全額を減額するものです。

次に、6 9 ページをお開きください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目除雪対策費、除雪委託 2, 0 0 0 万円の追加は、出動実績及び今後の執行見込みにより追加をするものです。

次に、7 0 ページをお開きください。

8 款土木費、5 項住宅費、1 目建築総務費、説明欄最下段、1 8 節負担金補助及び交付金、定住促進補助金 8 2 1 万 3, 0 0 0 円の追加は、定住促進住宅取得奨励金及び住宅リフォーム補助金の申請件数の増などによるものです。

なお、特定財源として、社会資本整備総合交付金及び住まいのゼロカーボン化推進事業補助金、ふるさと活性化基金繰入金についても、併せて補正するものです。

次に、7 1 ページをご覧ください。

3 目村営住宅管理費、説明欄下段、1 0 節需用費、修繕料 2 7 2 万円の追加は、退去時修繕及びボイラー等設備の老朽化による修繕の増加、今後の執行見込みにより追加をするものです。

次に、7 6 ページをお開きください。

1 0 款教育費、1 項教育総務費、3 目学校教育振興費、説明欄上段、教育振興基金積立 1, 9 9 5 万円の減額は、ふるさと納税分使い道の指定割合の変更及び個人からの特別寄附があったことにより減額をするものです。

特定財源につきましても、関連する寄附金をそれぞれ増減しております。

次に、その下段、4 目国際交流推進事業費、説明欄中下段、1 8 節負担金補助及び交付金、中札内村青少年国際交流派遣研修事業補助金 2 0 8 万 1, 0 0 0 円の減額は、ハワイからの受け入れ中止及び派遣時における研修生の宿泊先変更に伴い減額をするものです。

次に、7 7 ページをご覧ください。

1 0 款教育費、2 項学校給食費共同調理場費、2 目業務費、説明欄下段、1 節報酬、会計年度任用職員報酬 4 4 2 万 4, 0 0 0 円の減額は、週 3 5 時間勤務の給食調理員の欠員に伴い減額を行うものです。

次に、7 8 ページをお開きください。

説明欄上段、賄材料費 1 5 5 万 2, 0 0 0 円の減額は、学校閉鎖等による給食提供日数の減及び、資材高騰が見込みより値上げ幅が少なかったことから減額をするものです。

なお、特定財源についても併せて減額をするものです。

次に、8 4 ページをお開きください。

1 0 款教育費、5 項社会教育費、3 目社会教育振興費、説明欄最上段、文化振興奨励事業補助金 2 0 0 万円の減額は、アート事業における公演回数の減及び開催時期見直しによる交通費等のコスト削減によるものです。

次に、8 6 ページをお開きください。

1 2 款公債費、1 項公債費、2 目利子、説明欄中段、長期債償還利子 1 3 5 万 2, 0 0 0 円の減額は、利子額確定により減額をするものです。

次に、その下段、1 3 款諸支出金、1 項、1 目特別会計繰出金、説明欄下段、介護保険特別会計繰出金 1 9 6 万 7, 0 0 0 円の減額、また、その下段、後期高齢者医療会計繰出金 2 6 0 万 3, 0 0 0 円の減額は、給付額事務費繰出金など特別会計と補正額を調整するものです。

次に、８７ページをご覧ください。

説明欄中段、２項、１目公営企業繰出金、説明欄中段、簡易水道事業負担金２００万６，０００円の減額は、基準内繰出となる建設改良費に係る元利償還金などの確定により減額をするものです。

また、その下段、公共下水道事業負担金１，３６６万２，０００円の減額は、基準内繰出となる雨水処理費など収益的収支への繰出金確定により減額をするものです。

次に、８８ページをお開きください。

給与費の明細書になります。

１の特別職の表ですが、比較の欄、職員数４人の減は、選挙に係る開票立会人４人の減によるものです。

また、報酬の６８万４，０００円の減は、各種委員の実績により減となっております。

次に、８９ページをご覧ください。

一般職の表、総括表で説明いたします。

比較の欄をご覧ください。

報酬１，２０８万３，０００円の減額は、会計年度任用職員の雇用実績及び欠員等により減額をするものです。

次に、給料の減額の主な理由は、正職員及び会計年度任用職員の育児休業取得の減や、保育園における会計年度任用職員の新規採用者１名の未採用によるものです。

また、職員手当の主な減額理由は、出生や扶養者などの異動による減、また、正職員及び会計年度任用職員の育児休業取得による期末勤勉手当の減などによるものです。

次に、ページ戻っていただきまして、１２ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

はじめに、１款村税、１項村民税、１目個人村民税、１節現年課税分１３０万１，０００円の減額は、物価高騰による個人事業主の経費増加に伴う所得の減などによるものです。

また、２目法人村民税、１節現年課税分３６７万８，０００円の減額は、物価高騰による経費増加に伴う収益減などによるものです。

次に、その下段、２項、１目固定資産税、１節現年課税分５４１万９，０００円の減額は、家屋及び償却資産において、税制上の特例減免や課税標準の特例措置の適用があったことから減額をするものです。

次に、１４ページをお開きください。

１０款、１項、１目地方交付税、普通交付税５，１９７万５，０００円の追加は、令和６年度普通交付税の再算定による追加交付分１，３８６万２，０００円を追加するとともに、補正額の財源調整を行うものです。

次に、最下段、１３款使用料及び手数料、１項使用料、３目農林使用料、１節牧場使用料７００万円の減額は、預託頭数の減により減額をするものです。

次に、１５ページをご覧ください。

中段、５目土木使用料、１節村営住宅使用料１３３万３，０００円の追加は、村営住宅及び特定公共賃貸住宅等における入居実績及び今後入居見込みにより追加、減額をするものです。

次に、１８ページをお開きください。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、２節地方創生臨時交付金１，１６１万２，０００円の減額は、給付金や定額減税、支援金等の事業完了に伴い減額をするものです。

次に、その下段、4節、デジタル基盤改革支援補助金184万8,000円の追加は、地方公共団体情報システムの標準化、共通化に伴う戸籍システム、戸籍附表事務システム改修等に係る交付決定により追加をするものです。

次に、下段、4目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金435万5,000円の減額は、公営住宅解体などの基幹事業及び住宅建設奨励金など提案事業の事業費確定により減額をするものです。

次に、25ページをお開きください。

17款寄附金、1項寄附金、2目一般寄附金、ふるさと応援寄附金1億円の減額及びその下段、ふるさと納税クラウドファンディング1億円の追加は、クラウドファンディングに係る諸経費分について、寄附目標額2億円の50%となる1億円を通常のふるさと納税分経費からクラウドファンディング経費分として、科目の振替を行うものです。

次に、27ページをお開きください。

20款諸収入、6項、1目雑入、5節雑入、いきいきふるさと推進事業助成金161万円の追加は、七色献立プロジェクトや移住定住促進事業など、事業費確定により追加をするものです。

次に、その下段、返還金100万円の追加は、移住定住奨励金において、2件の返還が生じたことから追加をするものです。

次に、28ページをお開きください。

上段、1目雑入、説明欄上段、大規模草地育成牧場牧草販売収入318万7,000円の追加は、飼料自給率向上緊急対策事業として、村内酪農家に対して、牧草ロールの販売を行ったことから追加をするものです。

次に、戻っていただきまして、7ページをお開きください。

第2表繰越明許費につきましては、ふるさと納税クラウドファンディング補助金ほか2事業について、予算の繰越を行うものです。

次に、8ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正ですが、上段の追加は、児童館の指定管理については、5年間の契約更新に伴う限度額の追加で、また、地域担い手育成総合支援協議会補助金及び道の駅屋外物産所床補修工事は、早期発注や契約を早期に進めるため、6年度からの債務負担行為の設定をするものです。

自動車借上料につきましては、6年度からの早期契約及びリース契約における限度額を追加するものです。

また、中札内村地域集会所の指定管理に係る委託料については、管理経費の増により、その2として、令和7年度分の限度額の追加を行うものです。

最下段の上札内交流館の指定管理につきましては、新規事業者に対し、3年間の限度額を設定しようとするものです。

その下段の表につきましては、債務負担の変更となっており、6事業につきまして、契約額等の確定に伴い変更を行うものです。

最後になります。

9ページをお開きください。

第4表地方債補正であります。記載しております5つの記載区分7事業につきまして、事業費の確定により、それぞれ限度額を変更するものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、休憩をいたします。

午後２時２５分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時０７分

再開 午後 ２時２４分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは補足説明、次に平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、黒ナンバー９番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意ください。

歳入、歳出とも概ね３０万円以上のものを抜粋し、歳入予算から説明させていただきますので、６ページをお開きください。

１款国民健康保険税、１項、１目一般被保険者国民健康保険税、全体の補正額は２２８万４，０００円の減額となりますが、当初賦課額を確定した以降、毎月の被保険者異動等を加味し、年度末における収入見込額として、それぞれ各節の課税区分ごとに追加、減額をするものです。

ページ下段、２款道支出金、１項、１目保険給付費等交付金、１節普通交付金２，５０９万７，０００円の追加以下、２節、説明欄、保険者登録支援分及び特別調整交付金の減額、道繰入金及び特定健康診査等負担金の追加は、それぞれ本年度の事業実績に応じた交付申請を行い、北海道から交付見込みとして概ね確定いたしましたので、今回、補正を行うものでございます。

次に、７ページ下段、４款繰入金、１項、１目一般会計繰入金、１節事務費負担分７５万１，０００円の減額は、各種事業の実績に応じた調整を行うもので、２節以降の保険基盤安定繰入金は、国保税の軽減などルールに応じて、国、道、村が財政負担するものですが、それぞれ負担額の確定により、一般会計分繰入額の調整を行うものでございます。

次に、８ページ上段、２項、１目基金繰入金、国保基金繰入金２８万２，０００円の減額は、国民健康保険税及び各種事業等の確定と今後の見込みにより、基金の取り崩しを調整するものでございます。

ページ中段、５款繰越金３２万８，０００円の追加は、昨年９月定例会において承認いただきました令和５年度決算による繰越額を全額追加するものであります。

続いて、歳出の説明を行いますので、１０ページまでお進みください。

ページ中段、２款、１項、１目一般被保険者療養給付費２，２４７万５，０００円と、その下段、２項、１目一般被保険者高額療養費４１２万２，０００円の追加は、療養給付費及び高額療養費の実績と見込により追加するものです。

次に、１１ページ中段、４項、１目出産育児一時金１５０万円の減額は、出産育児一時金の実績と見込みにより減額するものです。

１１ページ、最下段から１３ページにかけての３款国民健康保険事業費納付金、各項の予算は、先ほど歳入で説明いたしました財源内訳のみを調整するものとなりますので、説明は省略いたします。

次に、１４ページをお開き願います。

ページ下段、５款保健事業費、２項、１目特定健康診査等事業費、説明欄上段、１節報酬３４万円の減額以下、１５ページの１３節使用料及び賃借料３万３，０００円までの減額

は、これまでの実績と今後の見込みによるものです。

これで国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

引き続き、後期高齢者医療特別会計の補正予算を説明いたします。

黒ナンバー１１番、補正予算書の６ページをお開きください。

こちらから歳入側から説明いたします。

上段、１款、１項後期高齢者医療保険料は、現在の調定額と収入見込により、特別徴収保険料は３７３万４，０００円、普通徴収保険料は、滞納繰越分も含めて４４３万９，０００円を追加するものです。

ページ中段、２款繰入金、１項、１目一般会計繰入金４４８万円の減額は、実績と見込みによる算定結果から、１節事務費繰入金及び２節保険基盤安定繰入金の減額を行うものです。

ページ下段、３款繰越金、１項、１目繰越金１７４万８，０００円の追加は、令和５年度決算による繰越額を全額追加するものでございます。

次に、７ページ下段、５款広域連合支出金、１項、１目、説明欄、健康診査等受診率向上特別対策補助金３６万５，０００円の追加は、本村が独自に実施する健診項目に対しての追加交付が認められたことによるものでございます。

続いて、歳出の説明を行いますので、９ページまでお進みください。

２款、１項、１目後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、事務費等負担金１６万２，０００円の減額及び保険料等負担金６３４万３，０００円の追加は、広域連合に納付すべき額の見込みで、それぞれ調整を行うものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

黒ナンバー１０番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、１０ページをお開きください。

歳入、歳出とも概ね３０万円以上のものを抜粋し、歳出予算から説明させていただきます。

ページ下段、２款保険給付費、１項、１目、説明欄、介護サービス等諸費２，２０６万８，０００円の減額は、説明欄に内訳を記載しておりますが、居宅介護サービス等給付費では、主に短期入所生活介護及び特定施設入所者生活介護の利用が見込みよりも少なかったことによるもので、１，１５８万円を減額するものです。

また、介護予防サービス等給付費は、同様に特定施設入所者生活介護の利用見込みが少なかったため、５４万円を減額し、次のページ上段、施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設等の利用見込みにより、９９４万８，０００円を減額するものです。

次に、１３ページ中段、４項、１目、説明欄、特定入所者介護サービス等諸費は、特別養護老人ホーム等の食費や居住費について、所得に応じた減免の認定により、限度額を超えた分を介護保険で賄うものですが、執行見込みにより２６０万円を減額しています。

少し飛びまして、１６ページ下段、４項、１目、説明欄、包括的支援・任意事業６０万５，０００円の減額は、主に成年後見法定後見制度を利用する該当者がなかったことによるもので、次の１７ページ、説明欄上段、１１節役務費１２万５，０００円及び１９節扶助費の成年後見人等報酬助成３３万６，０００円を減額しています。

次に、１８ページ下段、５款基金積立金、１項、１目介護保険事業基金積立金、説明欄、

積立金1,594万5,000円の追加は、歳出予算の減額補正に伴い、歳入に余剰が生じることから、今後想定される給付費の増加に対応できるよう安定した介護保険事業を運営するために計上するものです。

次に、6ページの歳入までお戻りください。

ページ上段、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、説明欄、介護給付費負担金現年度分381万9,000円及びページ中段、2項、1目調整交付金31万3,000円の減額は、歳出側の介護給付費等を規定の負担割合に応じて再調整を行い、本年度における見込額として、今回補正を行うものです。

その下、2項、2目地域支援事業交付金、説明欄、地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業現年度分207万9,000円の増額は、対象事業となる交付金の上限額が変更になったことによるもので、その下、地域支援事業交付金総合事業以外現年度分35万7,000円は、本年度における見込額を減額しています。

以下、7ページ中段、3款道支出金、8ページ上段、4款支払基金交付金、その下、6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金の介護給付費、地域支援事業費及び職員給与費等についても同様の理由により、見込額を計上しております。

少し戻りまして、6ページ下段、2款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険保険者努力支援交付金70万8,000円の増額は、交付決定によるものです。

最後に9ページ上段、7款繰越金、1項、1目繰越金205万6,000円の追加は、予算額に対する収入済額の差額を計上するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業会計の補正予算であります。

黒ナンバー12番、簡易水道事業会計補正予算書1ページをお開き、1ページから順次ご覧いただきたいと思います。

まず、1ページ及び2ページに、第1条の総則から第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費の補正まで定めております。

3ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

3ページ及び4ページに収益的収入及び支出、5ページに資本的収入及び支出の実施計画を記載しておりますが、13ページから18ページまでの補正予算に関する資料、補正予算内訳書により補正概要を説明申し上げます。

また、概ね50万円以上の追加補正及び減額補正について説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入であります。補正予定額の欄をご覧ください。

1款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益118万1,000円の追加及び2目営農用水収益90万4,000円の追加は、水道使用料及び営農用水使用料双方ともに使用水量の増によるもので、要因といたしまして、猛暑日を記録、連日されるなど気温が平年よりも高かったことと、所管課としては分析しております。

次に、3目負担金55万4,000円の減額は、南札内浄水場も含めた共同施設に係る維持管理経費が減となったことにより、更別村からの負担金が減額になったものでございます。

次に、5目その他の営業収益52万3,000円の追加は、水道工事の手数料増及び水道メーターの利用期間満了により取替えた水道メーターを鉄くずとして売払を行ったものでございます。

次に、2項営業外収益、2目他会計負担金200万6,000円の減額は、一般会計からの基準内繰入金について、当初見込んだ予算額よりも減額するものでございます。

次に、4目長期前受金戻入69万6,000円の追加は、工事負担金及び一般会計からの繰入金を追加するものでございます。

次に、15ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、10目原水及び浄水費37万5,000円の減額は、予算執行に伴う旅費、委託料、手数料及び報酬等の減額によるものでございます。

次に、11目配水及び給水費532万2,000円の減額は、予算執行に伴う通信運搬費、負担金、メーター購入費等の確定により減額を行うものでございますが、負担金の減額は、十勝中部広域水道企業団からの受水の減量と、メーター購入費の減額は、メーター器購入に際し、物品単価と取替工事における見積合わせを実施した結果、購入単価や工事請負費が減額になったものでございます。

16ページをご覧ください。

12目営農用水管理費47万円の減額は、予算執行に伴う旅費、薬品費、報酬及びメーター器購入等の確定により減額を行うものでございます。

次に、13目総係費70万1,000円の減額は、予算執行に伴う旅費、印刷製本費、委託料及び手数料等の確定により減額を行うものでございます。

次に、17ページをお開きください。

2項営業外費用、10目支払利息及び企業債取扱諸費50万1,000円の減額は、企業債利息の減額であります。借入額の減額と借入利率が当初見込みよりも低くなったことによるものでございます。

次に、18ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出であります。

1款簡易水道事業資本的支出、1項建設改良費、11目処理場建設改良費76万6,000円の減額につきましては、工事請負費において競争入札の執行に伴い契約額が確定したことによるものでございます。

次に、戻っていただきまして、6ページから8ページまでにつきましては給与費明細書、9ページには補正予算キャッシュフロー計算書、10ページ及び11ページには補正予算予定貸借対照表を記載しているとともに、12ページには補正予算予定損益計算書を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

次に、公共下水道事業会計の補正予算に移らせていただきます。

黒ナンバー13番、公共下水道事業会計補正予算書1ページをお開き、1ページから順次ご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページ及び2ページには、第1条の総則から第4条の企業債補正まで定めております。

3ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

3ページ及び4ページには収益的収入及び支出、5ページ及び6ページには資本的収入

及び支出の実施計画を記載しておりますが、11ページから14ページまでの補正予算に関する資料、補正予算内訳書により補正概要を申し上げます。

また、概ね50万円以上の追加補正及び減額補正について説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入であります。1款公共下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料105万5,000円の追加は、使用水量の増によるものでございます。

次に、2項営業外収益、2目他会計負担金1,366万2,000円の減額は、一般会計からの基準内繰入金である雨水処理、不水明処理、高資本費、元利償還金及び分流式下水道費を精査したものであり、4目長期前受金戻入129万2,000円の追加は、国庫補助金125万円の追加、受益者負担金4万2,000円の追加を精査したものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出であります。

1款公共下水道事業費用、1目営業費用、10目処理場費1,288万円の減額は、浄化センターへの流入水のBOD値について水質改善を目的に、活性汚泥における微生物量のバランス調整を取組んできております。

当初予算で見込んでいた汚泥搬出量を上回って抜くことが想定されるため、脱水汚泥堆肥化处理委託料を107万円追加するとともに、汚泥脱水の動力である電気料を55万円追加するものであります。

また、先の取組みと併せて、水質改善のために予定していた最終沈殿池の汚泥吸引運搬につきましては、先の取組みで活性汚泥に係る微生物量等のバランス調整で水質改善が図られたことから、その他の最終沈殿池汚泥収集運搬処理業務を1,000万円減額するものであります。

さらに、水質改善用薬剤費といたしまして、沈降剤購入を見込んでおりましたが、微生物等のバランス調整で水質改善が図られたことから、見込んでいた沈降剤量より少なく抑えることができたため、薬品費450万円を減額するものでございます。

次に、13目減価償却263万3,000円の追加は、構築物、機械及び装置、工具、器具、備品を追加するもので、有形固定資産を精査したものでございます。

13ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款公共下水道事業資本的収入、1項企業債、1目公共下水道事業債270万円の減額は、浄化センターの改修工事及び更新設計業務について、競争入札等により事業費が減額になったためであり、精査したものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目交付金408万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金について、事業費が減額に伴い、当初見込んだ予算額より減額交付になったものでございます。

次に、3項出資金、1目一般会計出資金273万9,000円の追加は、一般会計からの基準外繰入金について、当初見込んだ予算額よりも追加するものでございます。

次に、14ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出であります。

1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、10目管渠建設改良費88万6,000円の減額及び11目処理場建設改良費815万7,000円の減額は、公共枅の設置の申込みの減及び委託料、工事請負費について、競争入札の執行に伴い、契約額が確定し

たことによるものでございます。

次に、戻っていただきまして、7ページに補正予算キャッシュフロー計算書、8ページ、9ページには補正予算予定貸借対照表を記載しているとともに、10ページに補正予算予定損益計算書を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第7号から議案第12号、これらの6件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 私の方から質問したいと思います。

まずは一般会計補正予算、ページで言いますと14ページ、使用料及び手数料、使用料の牧場使用料マイナス700万円ということと、それと関連があるかと思しますので、同じく28ページの雑収入の中で、大規模草地育成牧場牧草販売収入318万7,000円ということで質問をいたしたいと思います。

この2点について、関連性があるのかなのか、どのように判断しているのかということをお伺いしたいと思います。

いわゆる牧場の預託頭数が減ったから、余剰した餌を販売することができたのかどうかということですね。

単純に草地更新等で収量が増えた分で余剰が生まれたという考えでよろしいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

また、この乾草販売収入の販売先を教えてくださいと思います。

村外なのか村内なのかということでございます。

それともう1点、25ページのふるさと納税クラウドファンディングということで1億円ということで計上がされています。

ちょっと先ほどの質問が、若干私の方で理解ができませんでした。

ということは、特別寄附金の中でもふるさと納税クラウドファンディング1億円、それからその下の段の一般寄附金の中で、ふるさと応援寄附金がマイナス1億円されて、クラウドファンディングの方に振り替えられているというふうに見受けられたのですが、どうしてそのような処理になるのかというのをもう少し詳しく説明していただけると助かります。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは私の方から、牧場使用料の関係及び雑入に入ります牧草の販売収入の関係、説明させていただきます。

まず、牧場使用料についてですけれども、牧場使用料については、先ほど総務課長の説明があったとおり、全体的に預託頭数が減少したというのが結果かなというふうに思っております。

預託頭数の減少につきましては、令和4年度から5年度に生産調整等が行われていまして、村内の大規模酪農家さんあたりでは牛の数も減らしながら、頭数も減少していたり、あるいは、自分の農場で当然頭数が減った分だけ飼養できるというところもあって、最終的に預託頭数が、令和6年度は減少したというふうに分析しております。

また、牧草の販売収入については、基本的にはこの間ピョウタン牧区を中心として草地更新を行ってきていますので、良質な牧草が採れるような状況にはなってきているという

ところもあって、今回、令和6年度については牧草ロールを販売しています。

もちろん預託頭数が減少している部分もありますので、想定数よりも多く販売しているという部分はあるかなというふうには思っております。

また、販売先の関係ですけれども、牧草につきましては村内の酪農家さん、令和6年度については5農場に対して牧草の販売を行っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず私の方からは、一般寄附金の方の1億円を減らして1億円増やしたというところ、ここからまず説明させていただきます。

まず、ふるさと納税寄附金を1億円減らしたというのは、これは一般の通常の寄附の経費、一般寄附というのが経費を指しております。

ここで言う17、1、2目一般寄附金というのが、ふるさと納税の経費をここに計上しております。

経費につきまして、通常寄附の分を1億円減らしまして、今回、クラウドファンディング2億円を達成すると見込んでおりますので、その50%の1億円をクラウドファンディングの方に振り替えたというのがこの2目の一般寄附金の動かしであります。

次に、1目特別寄附金であります。

こちらにつきましては、ふるさと納税の補助金分と積立分をこちらの特別寄附金に入れております。

この積立金、特別寄附金1億円の内訳なのですけれども、まずクラウドファンディング補助金分として、2億円の40%ですから8,000万円、それから、クラウドファンディングの積立分としまして、寄附金総額から補助金の8,000万円を引きまして、経費分1億円を引いた2,000万円が残りますので、これを積み立てられるだろうということで2,000万円、合わせて8,000万円と2,000万円足しまして1億円というのが特別寄附金の算出であります。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） まず牧場使用料の件ですけれども、私の認識では、入牧量が仮に増えたとしても、今年ぐらいの牧草ロール販売は継続してやっていけるのでないかなという印象を持っておりまして、そうなれば、例えば、来年以降、入舎頭数等を増やしていく努力によって、この入牧料と委託料との乖離というものが少しでも縮まっていくのでないかなということで、こういったところに期待をしているところでございます。

また、村内の酪農家に売るということは、当然、村の牧場ですので、当然のことだろうというふうにも思いますし、より有利に販売しようと思えば、当然村外とかという選択肢もあるかと思いますが、ぜひ、この村内の中で循環できるような仕組みをつくっていただきたいなということでの質問でございました。

また、ふるさと納税の説明についても概ね理解をいたしましたので、ありがとうございました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） それでは一般会計補正予算の方から何点か質問をさせていただきます。

歳出の方の36ページ、先ほどクラウドファンディングのお話ありましたが、今回、キャピタルゼンりんさんの方に、ばん馬とふれあう中札内で新たな十勝体験をつくるというテーマでクラウドファンディングをされているということで、執行状況報告の中に

もご説明がございましたけれども、今回のプロジェクト、いろんな部分、採択したポイントがあると思うのですけれども、そのポイント、具体的にお聞かせいただければと思います。

あとは取組みですね、クラウドファンディングのプロジェクトオーナーは村ということですので、もちろんファンディング、補助金を出すのは事業主に対して補助金出すのですけれども、プロジェクトオーナー村ということですので、役場、行政としてはどのような取組み、その事業をつかってどのような取組みがされればいいなというふうに期待をしているのかというのと、あとは事業の進捗と結果の検証ですね。

何度が今までプロジェクトに対してクラウドファンディングで補助金出していますけれども、こういった効果が現在上がっているかというあたりの分析とかはどのようにされて、言いたいのは役場がどの程度関わっているのか。

補助金を出して、その後もどの程度関わって、この補助金の制度をされているのかということについてお伺いをしたいと思います。

あと、53ページ、予防接種事業費なのですけれども、295万9,000円の減額。

毎年このあたり、もしかしたら去年も同じような形だったかなと思うのですけれども、子宮頸がんワクチンが単価が高くて、その実績が少なかったから、去年はかなりの減額になったという話をしたと思うのですけれども、その状況が今回もこの大幅な減額になっているのかという確認と、あとは新型コロナ定期接種ワクチン、業務委託でも680万円程度減額になっていますけれども、これは昨年の10月からですか、定期接種、65歳以上の方が定期接種になって業務委託が始まったと思うのですけれども、対象者のうちの20%の方が接種をしたということで、執行状況報告でご説明がありました。

この接種率については、村としてはどのように捉えているのか。

少ないなという、効果が思っていたよりも少ないということなのか、他の自治体と比べてこんな形で同じような感じなのか。

どういうふうに捉えているのかということをお伺いをいたします。

あと、71ページの村営住宅管理費、修繕料、先ほど、ボイラーやストーブなどの今後の修繕を見込んでというご説明がございましたけれども、12月定例会の補正でも480万円ほど増額してまして、理由も同じような説明だったかなと思いますので、見込んでいた件数がかかなり増えたのかということですね。

そのあたりの確認をしたいと思います。

あと、もう1点なのですけれども、教育の方で、84ページの体育振興費の部活動地域移行報償84万8,000円減額になっています。

当初は111万円余りぐらいの予算付いてまして、こちらメインディッシュで重点施策で取組まれていて、いろいろ経過の報告会もされていて、私も毎回聞きには行っているのですけれども、ここの報償の部分がかなりの、割合的にかなり減額になっているので、これ何か実施した例えば事業が少なかったとか、どういう理由でこれだけの減額になったのかということを確認したいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、本プロジェクトのポイントといいますか目的でありますけれども、まず、中札内村のグランピングリゾートフェアリエンドルフにおいて、十勝地域の象徴であるばん馬を施設内に常駐させ、ふれあい体験ですとか、馬車に乗って村の美しい景観を巡る馬車ツアーなど、そういった観光コンテンツを造成しまして、訪れる方に新たな特別な体験を提供できるというのがポイントかなと思っております。

このプロジェクトを活用した取組みは、本プロジェクトで十勝を象徴するばん馬が施設内に常にいることとなりますので、空港から直結でばん馬、帯広競馬場に行かなくてもばん馬と触れ合うことができる。

それから、今まで以上に中札内村に訪れるきっかけというか、価値が高まるというふうに考えています。

ばん馬については地域の文化でもありますので、これを中札内村から発信する形で観光客の方に提供できる取組みをしていければと考えております。

また、3点目の進捗ですとか、結果をどう捉えているかというところですけども、その後の関わりについては、株式会社そらさんですけども、中札内村と包括連携協定というのも結ばさせていただいておりますので、そういった形で事業者さんと一緒に地域を盛り上げて、十勝の、そして中札内の価値を高めるような取組みを一緒に今やっているところでございます。

過去、同事業者に3回のプロジェクトを実施しまして、全国的にも注目の浴びるような寄附額をいただいたりしておりますので、そういった形でまた連携しながらこれからも進めてまいりたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは2点目の予防接種の関係についてお答えをしたいと思います。

予防接種委託費の295万円余りの減額ですけども、議員の質問のとおり、大きな要因としましては、子宮頸がんワクチンの接種率の見込みよりも少なかったということになるかと思えます。

キャッチアップ、接種勧奨を控えていた時期の方たちを救うためのキャッチアップの対象となる方たちの接種者も見込んでの予算計上ではありましたが、9月末までに接種を受けると、3月までに3回受けなくてはいけないので、2回、3回、3月までに受けられるということで、1人につき3回分を見ていたところですけども、実際には全国的に子宮頸がんワクチンの需要が高まったせいで供給不足がありまして、受けた人がちょっと供給が間に合わなくて受けられなかったという経過があり、2回目、3回目受けられなかった方がいらっしゃるということで、結果的には3月末までではなくて、一度でも受けた方については、令和7年度1年間についても接種を無料で受けられるという経過措置になりました。

そういうことでちょっと見込みよりも、受けたかった方が2回目、3回目受けられなかったということも、ちょっと接種が少なかった理由の一つとしてあります。

それから、15歳以下で受ける方も14名ほどいらっしゃるのですが、15歳以下で受ける場合は3回ではなくて2回で終了するというのもありましたので、総体的に接種が少なかったというのが一つありました。

ここの予防接種、委託料の中にはほかの予防接種の定期接種のものも見込んでいますので、今年度につきましては、4月以降の出生者数が2月末までで16名ほどということで、例年25名ほどの出生数ありましたので、少しその1年目に、0歳時で受けるお子さんたちの予防接種も総体的に少し少なかったのかなというふうに分析をしております。

2つ目のコロナの予防接種の関係ですけども、今年度から定期接種化したということで20%ほどということでご報告をさせていただきました。

令和5年度との違いは、やはり自己負担、無料で接種できたものが自己負担をいただく

というような形もあったのと、多くの方が少し、実際コロナにかかってしまって、ここ何年かの間罹患してしまって、予防接種どうしようかなというふうに迷われた方ももしかしたらいらっしまったのかなというふうに、ちょっと想像はしているところです。

もともとちょっと接種率は、中札内村高かったのですが、今回定期接種化になって少し下がったなというふうに思っておりますけれども、ほかの自治体の接種状況とかはまだちょっとはっきりしていないところもございますので、そこら辺の比較はこの後になるかなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 3番目の村営住宅の修繕料についてです。

こちらの方につきましては、木村議員申し上げられたとおり、ボイラー等の設備ですね、そういった修繕、さらには退去時の修繕ということが、12月の見込みよりも多かったということになります。

今後、3月、そういった転勤等、さらにはそういった異動時期でございます。

退去時の修繕、さらに給湯ボイラー、まだまだ寒い日々が続いておりますけれども、そういった新規への交換、そういったところを見込んで、今回272万円の追加をさせていただいたと、計上させていただいたということになります。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 部活動地域移行の報償についてご説明いたします。

この減額の原因のまず1点目が、推進協議会の会議の開催、当初4回予定しておりましたが、2回の報告会を開催しまして、報告会を開催したことによって会議の方は2回に減ったことによりまして、委員の報償が減っております。

それから、もう一つが一番大きな要因となりますけれども、外部指導者の謝金を、中学校のバレー部に中高養の教員の方が指導していただけるということで当初見込んでおりましたが、道教委との協議の中で、道職員の教員がほかの学校の部活動の指導を有償で指導することはちょっと認められないということで、現在、無償で指導していただいております、その分の減額というのが大きな要因となります。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 先ほどのクラウドファンディングの関係の効果というのでしょうか、過去3回クラウドファンディング展開しているのですが、私の方からもちょっと補足させていただきたいと思います。

村政の執行者として非常にこれの効果が大きかったというのは、このプロジェクトを通して、中札内村フェーリエンドルフのファンがすごく増えたということにあります。

まず一つ、端的なところが、オープンハウスグループ、今十勝で100億円の投資をする、企業がふるさと納税を通じて100億円の寄附をするというようなことが非常に今話題になっておりますけれども、そのきっかけが、そらが展開した美しい森プロジェクト、その前のスパの時から実はオープンハウスグループの新井社長が寄附をしてくださっていて、毎年のように大きな寄附をされていて、今回のばん馬プロジェクトについては1億円の寄附を実は、これは報道もされておりますけれども、そういったつながりができている。

そしてオープンハウスグループの幹部の方々も、実はこの中札内村のふるさと納税、クラウドファンディングだけではなくて、通常のふるさと納税についてもやっていたという事で、いわゆるこれまででは出会えなかった層の方々と、このクラウドファンディングを通じて中札内村がつながりを持ったというところが、まず非常に大きいと思います。

あと福祉的な面では、スパができたプロジェクトによって、今、福祉施策として65歳以上のご高齢の方に、更別か、もしくはフェーリエンドルフで安くご利用いただけるということで非常に喜ばれておりますし、あと十勝管内、北海道内にもスパのファンというのはすごたくさんおいでで、実は何回も中札内村に行っているのですという経営者の方であったり、そういったいわゆる本当にこれまでなかなかつなげなかったような方々が、スパを通じてファンになっていただいたりということで、人脈的なつながり、あとは観光コンテンツとしての中札内村のブランド価値、プラス福祉的な住民へのサービスということで、今ちょっと全部申し上げきれないのですけれども、さっと思いつただけでもこれぐらいの価値が、このクラウドファンディングを通じてあったということを、せっかくですのでご報告したいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 今、村長からご説明あったように、クラウドファンディングを通じて、人脈の部分が一番大きいかなと思うのですけれども、効果があるということでご説明いただいて、その部分は理解いたしました。

住民の方にはなかなか、福祉の部分で今説明いただきましたけれども、この寄附を、例えば、村からすることによってどういう効果があるのかというのが、住民の方が、今説明していただいた中でわかったのですけれども、なかなかその部分見えないところがありまして、実際あれだけ補助したけどどうなってるのというようなお声を実際結構聞くのですね。

ですので、こういった効果があるよというのをできればもっと住民の方にも発信していただいてわかっていただいた方がいいのかなというふうに、今お聞きして感じましたので、その部分をお願いしたいなと思います。

あと、予防接種の部分、コロナのワクチンの接種の部分は説明聞いて納得はいたしました。

多分HPV、子宮頸がんのワクチンの関しても、勧奨もしていただいているみたいですし、私も診療所に実際娘を連れていって別の接種をしたのですけれども、こういったメニューもあるのでぜひ検討してくださいとってお声をわざわざ掛けていただくこともありましたので、各自それぞれお勧めして、勧奨も行ってくださっているのは私もわかってはいるのですけれども、その辺うまくつなげればいいかなと感じています。

あと住宅の方は、これはちょっともう一度確認なのですけれども、退去者がちょうど3月になると転出入があってボイラーの修繕なり新規で替えなければいけないという見込みが増えているということなのですけれども、設置しているボイラーがかなり古くなっているとか、今後大規模に何か修繕が必要だとみたいな形で、来年度見込んでいるのかどうかというのを一つ確認させてください。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 退去時の修繕ということで、ボイラーとかではないのですよね。

退去時に伴う、入っていた人から新しい人の入居を迎えるにあたって、部屋の壁紙とかそういったようなところを貼り替えて新たに迎え入れると、そういった修繕がまずあるのと、ボイラー等の修繕につきましては、できるだけ壊れるまで使う。

そういったような形でこれまでも進めてきております。

実際に壊れるというか、そういったところも、今後、この3月のこの補正の中では、概ね2戸を見ております。

そういったような中で、使えるものは使っていく。

壊れた中で修繕を図っていくということで取り進めようと思っていますので、新年度予算においても、そういったような形は継続して考えていきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

申し訳ございません、休憩をしたいと思います。

3時30分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時29分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

ほかに質疑はございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 何点か質問したいと思います。

黒ナンバー8番のところで、43ページ、民生費、社会福祉費、2番の老人福祉費のところで、扶助費、高齢者民間バス交通費114万1,000円の減額のところなのですが、これ当初の予算では300万円のところの114万1,000円の減額ということなのですが、昨年調べてみますと、同じ予算で51万3,000円の減だったと思います。

昨年は結構利用されていたのかなという自分なりの判断なのですが、これに関して、福祉通院タクシー事業があると思うのですが、今年の予算が196万5,000円なのですが、補正では減額の補正は挙がっていないということで、結構利用されているのかな。

それと、昨年の令和5年ですと182万3,000円の予算に対して144万2,000円の減額の補正なのです。

ということは、通院に関しては、昨年はバスを結構利用されていたのかなと思うのですが、今年は逆にバスを利用しないでタクシーの方を利用された方が多かったのかなという自分なりの判断なのですが、そこら辺どういった背景なのか、どういった流れだったのか、もしわかれば教えていただきたいなと。

もう一つは、次のページの44ページ、社会福祉費、3番の障害者福祉費の19番の扶助費、成年後見人等報酬助成33万6,000円の減額、これ、介護特別会計の方にもありますけども、同じ金額で出ていますけども、この成年後見人制度を今年、ここ近年利用されている方はいないのかな。

先ほどの説明によりますと、該当される方はいませんでしたということだったのですが、毎年予算にあげて毎年同じ金額を減額されている状況なのですが、実際、そういった後見人制度を利用されている方が全くいないのか。

それとも、利用はしているのですが、村に対しての助成の申請をされていないのか。

または、後見人になる方が身内や親族の方がなっていますと、報酬というものは発生しない場合もあるということですので、そういった方なのか。

そこら辺教えていただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） まず1点目の民間バスの補正の部分になりますけれども、実は昨年度と今年度と比較して、登録者の人数でいえば減っているわけではないのですけ

れども、利用の人数が少し、昨年度と比べると減少しているかなというふうに捉えています。

すみません、ちょっと資料が9月末現在の実績なのですがすけれども、登録者が312名で、令和5年度と、その9月末の時点で比較すると、令和5年度は1,951件の利用が延べあったのですがすけれども、今年度は1,452件ということで件数が減っています。

この原因としましては、とてもたくさん頻回に利用されていた方が、ちょっと利用が少なくなったというのが背景にあるのかなというふうに思っています。

ただ、登録者数は徐々に増えていますので、少しずつ周知はどうか、ご理解いただいている方は増えてきているのかなというふうに思います。

先ほどの通院タクシーの関係ですけれども、実際利用されている方は2名ほどです。

12月の補正の時だったかと思えますけれども、一度減額をさせていただいております。

年度当初の予算の計上した見込みの中に、透析で通院する人、週3回透析する人が通院でお困りになった時の分ということで、年度当初計上させていただきましたが、実際12月ぐらいの時点で利用される方がいらっしやいませんでしたので、一度そこで減額をさせていただいております。

2点目の成年後見の関係になります。

ご質問のあったのは障がい者の方の成年後見の部分ですし、特別会計の方は高齢者の介護の必要な方の後見ということになりますけれども、ここに計上している部分については、お子さんがいらっしやらないですとか、身寄りのない方が必要になった時に、市町村の申し立てで後見をする方の分の経費を計上しております。

ですので、この部分を使用して利用申請をされた方というのは、私もちょっと記憶にないので、ここ近年はないのかなというふうに思います。

ただ実際に利用されている方がいらっしやるかどうかということにつきましては、ちょっと私のところでわからない部分もありますけれども、実際は個人的に契約してとか、親族の方をお願いをしてという方ももしかしたらいらっしやるのかもしれないとは思いますが。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

バスの件に関しては理解しました。

病院に行くに関しては、タクシーだと玄関先まで送ってくれますけど、バスはなかなか、もしかしたら乗り継ぐという手間もあるようで、そういったこともちょっと負担になるのかなというのもちょうと考えていました。

その後見人の件に関しては理解しました。

把握されていないということで、村にはそういった相談窓口というものは恐らくないかと思うのですが、わかりました。

○議長（中井康雄君） それではほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 2点お伺いいたします。

43ページの老人福祉費の生活支援事業ですけれども、その中で緊急通報システム事業委託ですね。

これも三角の77万4,000円ということで減になっているのですがすけれども、これについて、設置されている戸数が減少したということで理解をしていいのかなのか。

その点を1点目お伺いいたします。

あともう1点は、議案第2号の方でもちょっと、条例の制定であったのですが、職員定数条例の一部改正ということで、今回4名だったかな、増になったと思うのですが、そこで給与費の明細書の方を見ますと、職員の方々の時間外手当ですね。

この金額がかなり上がってきているのですよね。

当初予算、多分千三、四百万円ぐらいだったのかと思いますけれども、今回も86万円ほど追加ということで2,100万円ほどになってきているのですけれども、この数字を見るとやはり職員自体の数が少なくってこういった残業時間が増えているのか。

そういうふうにも見えてしまいますのですが、職員の定数を増やすというのも、今現在人口減少の中、そしてまたデジタル化が進んでいく中において、ちょっと逆行しているような面もあるのですけれども、その辺やっぱりそうではなくて、全体の人数として足りないのだよということで、こういった残業時間等が手当が増えてきているのかどうか。

その辺の関連について、ちょっとご質問させていただきます。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、私の方から緊急通報システムの関係、先にお答えをさせていただきたいと思います。

特段件数がすごく少なくなったとかということではなく、実績を見込んでの補正になります。

すみません、9月現在で51台稼働しておりまして、年度当初では54台でしたので、その時に多少の撤去された方、新たに申し込みをされた方ということで、そのような台数の関係で、実績見込みで補正をさせていただきました。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 人件費の時間外の部分での今回の補正につきましては、特に主たるものをお知らせいたしますけれども、総務課の方で言えば、景観計画の策定ですとか、先日住民の方とまちづくり計画も含めた未来の村をつくる座談会の開催、あるいは総合行政推進委員会の開催、男女共同参画の推進委員会の開催など、夜の会議もちょっと増えてきているのもございます。

また、住民課の税務出納の方では、確定申告や固定資産税の家屋評価や償却資産の処理等々の追加。

それから、産業課では各種補助事業に係る業務がちょっと増えているという面で時間外が増えてきているのが主なものとなっております。

また、教育委員会の方でも、児童生徒のタブレットの更新ですとかメール配信システムの更新対応などの時間外の業務がちょっと増えているということで、今回追加の補正をさせていただいているところでございます。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今回、時間外勤務手当の追加の部分については一般職の職員で、会計年度任用職員を除いて110万円ぐらい追加しています。

それは今中道総務課長が答えたとおりで、定数を上げることと、その時間外、言ってみれば人が足りないから時間外が増えているのではないかと。

それは言えないことはないと思うのですが、例えば、私が事務取扱をしている部分でいけば、まさにDX、窓口の書かない窓口だとか、コンピューターの標準化だとか、そういう作業をしているのですが、現実的にはそこに持っていくための作業はすべて人が行っているわけで、結果的に時間外としてそれが反映してしまうと。

だから、短期的な部分に定数の職員をそこに入れるというのはなかなか難しい部分があ

る。

そういうことがあるので、今の段階で言っているのは、条例の改正の時にご説明しましたとおり、あくまでも定年延長があつて、定年延長されるということはその年何年間かはちょっと、偶数年というか2年に1回定数上がっていくので。

65歳に固定されるまでは実際に退職者がいない年が発生してしまうと。

退職者がいないのだから採用しなくていいよねって、こういう世代間のバランスがどうしても崩れてしまうというところがあるので、その定年が引き上がったタイミングの時に、ある程度職員の採用もできるように定数を引き上げた。

ですから、今、65歳定年になるまでは4名の方がその対象に、引き上げ対象になっていますから、その分だけについては定数の引き上げを行って対応しようと。

確実に定年まで職員を採用しなければならないということではないので。

その以内に職員を回すことができればいいかなというふうに思っているところでございます。

業務量の部分については、人員の異動だとかそういったところに対応するケースもありますし、会計年度の職員さんをお願いする部分もありますし、そういった面では、適宜臨機応援に対応したいなというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） まず1点目の緊急通報システムですけども、当初54台だったのが51台に減少したということでわかりました。

多分、今、これ60歳以上の方だったかな、そういった方が設置されるのかと思いますけれども、やはり今現在皆さんスマホを持ったりそういったこともあるので、なかなかこういったシステム、便利なものがあっても、そこまで必要ないわというような方もおられるのかもしれませんが、その今年度51台設置されている中で、実際にこのシステムを利用されて通報された方はおられるのかどうなのか。

その点について、まずお伺いしたいと思います。

あと、時間外やら定数については、今副村長の説明でほぼ理解はいたしましたけれども、なかなかDX化といってもすぐに普及するわけではないので、やはり時間もかかるので、そのためにやっぱり人も割かれるのかなということで、その点については理解をいたしました。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 通報された方の件数につきまして、ちょっと手持ちに資料が持ってきていないので、確実な数字ということではないのですが、数件はあったかと思えます。

昨年度は救急搬送もありましたので、そのシステムを使って連絡をしたりだとか、相談機能とかもありますので、何かちょっと困ったことがあったら押して相談をして、対応相談したりというようなこともされているのは、実際に活用はいただいているかというふうに思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ではほかに質疑はございますか。

それでは質疑を終わらせていただいてよろしいですね。

ではこれで質疑を終わります。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、令和6年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、令和6年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号、令和6年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第10号、令和6年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 11 号、令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 12 号、令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日 5 日と 6 日の 2 日間は議事日程の都合により休会とし、7 日は会議規則第 9 条第 2 項の規定を適用し、午後 1 時からに時間を変更して開会したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日 5 日と 6 日の 2 日間は休会し、7 日午後 1 時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3 時 50 分